

第四百四十四回
会

参議院農林水産委員会會議録第二号

平成十年十二月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月三日

辞任

国井 正幸君

補欠選任

岩城 光英君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野間 越君

岩永 浩美君

三浦 一水君

和田 洋子君

須藤美也子君

村沢 牧君

岩城 光英君

岸 宏一君

国井 正幸君

佐藤 昭郎君

中川 義雄君

長峯 基君

森下 博之君

小川 敏夫君

久保 亘君

郡司 彰君

風間 組君

木庭健太郎君

大沢 辰美君

谷本 巍君

阿曾田 清君

石井 一二君

國務大臣

農林水産大臣

中川 昭一君

政府委員

外務省アジア局

局長

農林水産省経済

局長

水産庁長官

海上保安庁長官

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

外務大臣官房審

議官

阿南 惟茂君

竹中 美晴君

中須 勇雄君

楠木 行雄君

鈴木 威男君

安藤 裕康君

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の

保存及び管理に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○農林水産に関する調査

(派遣委員の報告)

○委員長(野間越君) ただいまから農林水産委員

会を開会いたします。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保

存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたし

ておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩永浩美君 おはようございます。

当委員会に付託された案件について質疑をさせ

ていただきたいと思います。

今回の日韓漁業協定の経緯とその内容に関して

は、特に漁業関係者から大変不満があったことを

無視してはならないと私は思っております。特

に、山陰、北陸を中心とする関係漁業者の方々が

長年、韓国船等の外国漁船の乱獲に苦しめられて

きたことはもう言うに及ばません。それだけに、

今回の新しい日韓漁業協定の交渉に当たっては、

直接取り締まる手の及ばない暫定水域の拡大につ

いては大変不満なものがあつて、断固反対したい

という強い現場の声があつたことは大臣も重々御

承知だと私は思います。しかし、今回の協定は、

その現場並びに漁民の声に反して、金大統領の訪

日を控え、政治的判断で、いわゆるトップダウンで

急遽、暫定水域の拡大という、その一つの方法をも

つて決着を図られてきたことに対する不信感は大

変まだ根深いものと私は思っております。

こういう解決の仕方になつてきたその不信感を

大臣はどういうふうにと受けてとめて、今後関係漁民

の皆さん方あるいは水産団体の皆さん方に御説明

をなさうとされているのか、そのことについて大

臣の見解、並びに事ここに至つてきたその一つの

経緯について外務当局の説明をまず伺いたいと思

います。

○國務大臣(中川昭一君) 今の岩永先生のお話

は、私も多くの漁業者、そしてまた特に関係の深

い地域の皆さん方あるいはまたいろいろな立場の

方々から強い不満あるいは不安があることは重々

承知をしております。

二年半にわたる新しい協定の交渉が続いていた

わけでありまして、一方ではことしの一月に終了

通告を日本側からしたという状況の中で、来年の

一月二十三日にこのまゝいくと無協定状態になつ

てしまうということも、これは日韓両方の漁業者

にとつても決してプラスではないだろうという中

でぎりぎりの交渉を続けてきたところでござい

ますが、今、先生御指摘のように、十月初旬の金

大統領訪日に向けて何とか基本方針を日本側のぎ

りぎり許容できる範囲でまとめ上げたいという気

持ちが、総理として私初め交渉に当たつていた者

も含めまして、あつたことは事実でございます。

そういう中で、九月に基本合意に達したわけで

ございますけれども、重ねて申し上げますが、我

が国漁業関係者の皆さん方の強い不安や不満があ

つたことは十分承知をしております。そのため、

その後の協議におきましては、暫定水域における

資源管理や取り締まりに関して我が国の立場が十

分に反映されますよう努力するとともに、関係漁

業者の皆さんの経営の安定のための基金造成を初

めとする漁業振興対策を第三次補正予算に盛り込

むこととしておるところでございます。

今後ともいろいろな日韓の話し合いを通じ、ま

た関係漁業者の皆さんのお話しも今後よく聞きな

がら、漁業者の皆さんの御理解を得られますよう

最善の努力をしていきたいというふうに考えてお

るところでございます。

○政府委員(阿南惟茂君) ただいまの御質問の経

緯でございますが、かいつまんで申し上げます

と、ただいま農水大臣がおっしゃいましたよう

に、本件交渉、二年半もかかる難交渉でございま

して、その主たる原因は、日韓両国間の漁業利益

の調整ということが非常に難しかった、そういう

こともございまして、まずそれに先立って

日韓両国の排他的経済水域の境界線を引くことが

非常に難しい状況にあつたということ、そのこ

とについての一つの合意が得られるまでに相当時

間がかつたという経緯がございまして。

これは領有権をめぐる問題とか領海の基線の引

き方とかいろいろ理由があつたわけでございま

すが、いずれにいたしましても非常に基本的な問

題は両国間の境界線が引けない、その引けない部

分をどうするかというところから暫定水域という

工夫が出てきたわけでございまして。そして、この

暫定水域の設定の仕方につきましては、先生も御案内と思いますが、韓国側はできるだけこの暫定水域を広くとりたい、そしてその中は公の海と同じような、韓国から見れば韓国の主権が貫徹されるような地位の水域にしたい、こういう主張からスタートいたしました。我が方は、この水域は暫定的なものであり、できるだけ小さいものであるべきだということで交渉を続けてまいりました。その水域の設定の交渉と同時に、漁獲量、これまでの韓国の漁獲実績をどう考慮するかというような要素も勘案をいたしまして、文字どおり、ざりざりの交渉の結果、このような暫定水域の設置になったということでございます。

○岩永浩美君 今回、政治決着を図ることで問題の解決に至ったこと、私自身は正直に言つて大変不満であります。しかし、総理と金大統領との間で政治決着したこの問題をいやが上にも長引かせることが両国間にとってプラスになるとは考えない、それなら改善の策を講じなければいけないことは言うまでもありません。ただ、漁民の皆さん方が果たして、今、大臣が話をしていたいたた経営安定対策のためにあらゆる施策を講じていたただくその一つの背景、今回、第三次補正予算の中でも具体的にいろいろな問題を提起してあります。特に、今回の日韓新協定関連漁業振興基金として基金総額二百五十億、水産資源の培養のための栽培漁業センターの建設費など十四億、あるいは取り締まり体制の整備で水産庁分で五億、海上保安庁分の百億などが考えられていることは私は多量にしたい。

ただ、これだけで果たして沿岸漁民の皆さん方が十分にそれに、対価として支払われる、あるいは対価として講じられるその一つの施策で十分に今後の漁業の安定につながっていくかということは、甚だまだ疑問点が数多く残されていると私は思います。そういう不安を払拭していかなければいけない。

そういう観点から、今回この補正で計上されたその金額は三年間の中でどれぐらいの効果が上が

るのか、そういうことも含めて、基金で三年間でそれぞれ事業をやつていただくその一つの効果を農林当局はどういうふうに考えておられるのか。あるいは資源の培養センター、栽培漁業センターなどの施設を設置するということが、それはどういふところにどういふ施設、どういふ魚、どういふものものを今後強化していこうとしておられるのか。また、巡視船の整備で今百億、海上保安庁の巡視船で整備をしておられますが、今までのと比較してどれほどそのことによつて拡充をされるのか。現状と比較したその一つの対比を皆さん方にお示しいただければと思います。

○政府委員(中須勇雄君) ただいま御指摘のございました今回の第三次補正予算に計上しております具体的な内容について若干申し上げますと、三年間にわたつて使い切るといふ形で計上した二百五十億円の基金につきましては、基本的には今回の新しい協定によつて生ずる漁業者に対する影響をできる限り防止する、漁業者の経営の安定を図るという観点で使つていただきたい、こういう考え方でございます。

具体的には、漁業者に対する低利の経営資金の融通、あるいは漁獲共済というふうにして申しておりますが、過去五年間の漁獲高と魚価、それに基づく漁業収入というものの対する保険の制度がございます。それに対する漁業者負担を軽減するための経費に充てる。あるいはこれまでの間、韓国漁船等によつて荒らされた漁場の回復を図るために漁場の清掃とか自主監視だとか、そういうことを漁業者が自主的に行う、そういう活動に対する助成等を行う。さらに、場合によつて、減船というふうなことが生じた場合にそれにも対応できるように、こういうふうな考え方で二百五十億円の基金を予算に計上をお願いしているということでございます。

また、県営の栽培漁業センターの設備費に關しましては、今回は特に放流種苗のウィルスによる疾病の防止というために特別の殺菌施設等をつくる、あるいはこれから放流魚種を拡大していくに

当たつての技術開発をするための資機材の整備、とりあえずそういうことで十四億円の国庫助成を行う、こういうことを予定している、そういうふうな内容でございます。

いづれにいたしましても、これらの施策を實際に十分活用していくということと同時に、現在交渉中の来年以降の操業条件等の内容とか協定実施後の外国漁船の操業実態というものを十分把握、勘案しながら、関係漁業者への影響を極力回避する、こういうことで万全を期してまいりたい、こういう考え方でございます。

○政府委員(楠木行雄君) 海上保安庁長官の楠木でございます。

今、海上保安庁におきましては、平成八年の国連海洋法条約の批准、発効に伴ひまして排他的經濟水域が設定されること等に対応いたしまして、速さとかあるいは夜間監視能力、こういったことの向上など、高性能化を図りながら巡視船、巡視艇、さらに航空機の整備を進めているところでございます。

これに加えて、今般の新日韓漁業協定の発効に伴ひまして、排他的經濟水域等における韓国漁船に対する許可条件等の遵守状況の確認あるいは無許可漁船の検挙等、監視、取り締まり業務が新たに発生することになるわけでございますが、これに対する当面の体制の整備につきましては、今般の第三次補正予算におきまして、先生御指摘のような金額の中におきまして、同じような高性能化を図りながら、ヘリコプター一機搭載型の巡視船あるいは捕捉機能強化型の巡視船等の代替建造等を予定しているところでございます。

この船艇をどういふふう配備するかという点でございますが、海上保安業務の内容と海域の特性の組み合わせによりまして考えますと、ヘリコプター一機搭載型巡視船につきましては日本海の大和堆及び暫定水域付近海域における監視、取り締まりに効果を発揮するものと考えております。それから、捕捉機能強化型巡視船等を初めといったします百八十トン型の巡視船等の高速巡視艇に

つきましては、能登半島周辺から九州あるいは対馬、こういったところの陸岸に近い排他的經濟水域における監視、取り締まりに効果を発揮するものと考えております。

新協定発効後にありましては、現在かなりございます現有勢力、これに加えて、今申し上げましたようなこれらのものを活用いたしまして、韓国漁船が多数操業することが予想される日本海、九州周辺、東シナ海等の主要な海域に配備をいたしまして、昼夜を問わぬ監視、取り締まりに万全を尽くす所存でございます。

いづれにいたしましても、今後、操業条件等が決まりますれば、さらに詳しい取り締まり方法など細目を検討してまいりたいと考えております。

○國務大臣(中川昭一君) 今、水産庁から二百六十九億、それから海上保安庁から百億円の予算をこれから三次補正の御審議の中でお認めいただきたいと思つておるわけでありますが、先生御心配のように、今考えられる予算措置としてできるだけのことを盛り込んだつもりでございますが、要は、これからスタートしていく新しい体制のもとで日本の漁業者が本心に安心して操業ができるようにする。逆に言うと、きちっとした資源管理を両国が守つていく、あるいは違反をしないようにしていくというふうな体制も含めて、予算だけではなくて、きちっとした漁業ルールを両国、特に韓国側がきちっと守つていかなければいけないということ全体を含めまして最善の努力を我々がすることによつて漁業者の皆さんの不安や不満を何とかして払拭していただけるような体制づくりをしていきたいということ、最善の努力をさせていただきたいと思つていて、ところでございます。

○岩永浩美君 そこで、今、水産庁長官から基金総額二百五十億のファンドをしていただく、これは交付先はどこになるんでしょうか。水産団体ということは水産団体も数多くありますが、その交付先。そして、漁家の皆さん方に実効性のあるファンドでなければいけないと思つていますが、仮に事

務費等に非常に経費が余計かかるといふことになつたのでは本来の趣旨が徹底しなくなる心配があります。交付先はどこにどういう形で交付をしいかされるのか、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(中須勇雄君) 具体的な二百五十億円の基金の交付先については現時点ではまだ未定でございませうが、基本的な考え方としては、漁業者の中央団体でございませうが全漁連等が中心になつて新しい受け皿をつくつていただく、こういうことを基本的な考え方として現在持つておりまして、その準備作業を進めていくというところでございませう。

それから、御指摘ございましたように、当然これだけのお金を管理し適正に執行していくということでは事務費がかかるわけでございまして、それについては十分の手当てを行うようにしてまいりたいと思つております。

○岩永浩美君 これは北陸、山陰の漁協を中心とした団体に交付されることになりませうか。あるいは、それと同時に栽培漁業センターの強化、施設整備、そのことも日本海沿岸の一つの地域を限定されませうか、日本全国を網に入れてお考えになつていませうか。

○政府委員(中須勇雄君) 後半部分のまず栽培漁業センターに關しましては、日本海に面している道県というものを対象にして考えていくというふうにして思つております。

それから、二百五十億円の基金につきましては、やつぱりそれぞれ具体的にどういふ操作条件が決まり、どういふ影響が出てくるか、こういうことによつて、必ずしも相手というか助成先は固定されるものではないというふうにして思つております。

例えば、暫定水域の中に一部含まれました大和堆におきましては、我が国のイカ釣り漁船のうのかのり部分がある水域に出漁している。極端に言えば、太平洋に根拠地を持つ船でもあそこを主漁場にして漁船もあるわけでございまして、そういった意味で実際に影響を受ける方々

が、例えば先ほど申しました低利資金等については利用できるようにと、こういうふうなそれぞれの施策に応じて、受けた影響がでる限り緩和されるようにという観点で実際の事業としては執行していく、こういうふうな基本的な考え方を現在持つております。

○岩永浩美君 そこで、今回の第三次補正の中でいろいろ措置をしていただくこと、これは大変結構なことだと思ひます。

ただ、今後の一番の課題は、暫定水域内の水産資源の管理をどうやっていくかということがその地域の水産団体並びに漁民の方々が安心していける一つの条件になると私は思ひます。韓国を初めとする他国漁船による乱獲をどのように食い止めて我が国の水産資源を保護していくかということが今後の課題であることは言うまでもありません。

特に、日本漁船は資源確保のために六月から八月については禁漁期間としてその漁を慎んでいませう。しかし、私の地元、佐賀玄界灘も含め、その禁漁期間にもかかわらず、その近くまで来て違法操業をしていることは言うまでもありませんし、そのことがたまたま報道されていることは皆さん方御承知のとおりだと私は思ひます。

特に、その地域において一番問題になつていのは底刺し網漁法、もう地べたから真つすぐさうような、すべての水産資源をひつき集めるような感じで漁をやる底刺し網漁法というのが韓国の主な一つの漁法になつていませう。そういう形で暫定水域内の資源を乱獲されることによる被害は、我々が想像する以上に漁家の皆さん方は不安を抱いておられます。そういう問題について皆さん方はどういふ見解をお持ちになつておるのか。

例えば、韓国はそういう漁法を中心にして今までやってきたその方法を新たな漁法として転換してやめていくことが可能なかどうか。もし今までの手法でやめていくとするならば、今やっている話し合いは韓国と日本の間では平行線をたどつ

て、妥結をしていく一つの方法というのを見出しにくいのではないかと心配をいたしますが、そのことについて農林水産省はどうお考えになつていられるのか、お聞きしたい。

そしてまた、外務省は、今まで韓国との日韓漁業協定の交渉の過程の中で、その漁法や漁獲高等々についてどういふものが今ネックになつていられるのか、その経過も御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) ただいま御指摘のありました問題、特に韓国の底刺し網漁法に關して申し上げますと、ただいま御指摘がございましたとおり、そもそも底刺し網漁法はいわば底を根こそぎとつてしまふという意味で資源に与える影響が大変大きいというばかりではなくて、漁場を非常に広範な形で占拠してしまふ、こういうことで漁場競合の面でも大変大きな問題を有しております。

そういったことから、我が国の漁業者としては、特にズワイガニを中心とした底刺し網漁法については、我が国の底びき網漁業によるズワイガニの解禁時期である十一月六日前に漁場いっぱい韓国の底刺し網漁船が網を張つて資源をとつてしまふ、そういうことを含めて非常に大きな強い反発があるというのが現状でございませう。

したがひまして、現在、韓国との間で我が国のEZあるいは暫定水域を含めて操業条件等についての協議を行つているところであります。その中で、我が国の排他的経済水域における韓国の底刺し網漁法についてはこれを禁止するということ、強い態度で私も臨んでいるところであります。

いろいろ御懸念もあらうかと思ひますが、韓国も実はこの底刺し網でカニをとり始めたのは最近のこととございませう。五、六年という感じでございまして、それ以前は現在我が国がやつていものと様々に沖合底びき網漁業等による駆け回し漁法によつてつた、こういう経過がございませう。したがひまして、そういうことで十分対応が

可能なのではないかと、こういう主張をしながら底刺し網漁法については禁止を求める、こういう態度で臨んでいられるところとございませう。

○政府委員(阿南惟茂君) 漁獲量や漁法の問題、漁法につきましては、水産庁長官からも詳しく御説明がございまして、漁獲量に關しましては九月の合意の際にスケトウダラ、ズワイガニについては漁獲量の割り当てが決定されたわけとございまして、今後は毎年、漁業共同委員会がそういうことが決められていくと承知しております。

いづれにいたしましても、漁法の制限等について、我が方の排他的経済水域内はもちろんのことでございませうが、暫定水域についても日本側の主張をこれからは韓国側に伝え、この暫定水域の中でもきちんと資源管理、そして違反の場合には取り締まりが行われるように、その点引き続き、漁業共同委員会の設置を待つ前に、その発足の前にも今まだ交渉をやつていられるという状況でございませう。

○岩永浩美君 外務省の方で今交渉をやつておられるそれぞれの問題について、もし日本側の水産団体並びに全漁連、その同意が得られないような形で交渉が妥結をしたとしても、これはまた新たな問題が派生すると私は思ひます。

今回、トップダウン方式で決まつた経過措置を踏まえて言うならば、今後その漁獲量の問題や漁法の問題を外務当局が具体的に話を進め、具体的な話し合いに乗つていただくために団体の皆さん方は交渉を見守つていられるんです。その条件がつけられていませう。それは今言われた底刺し網漁法とかそういうものについては禁止もしくは規制をする、その禁止もしくは規制について向こうが妥協をしない限りこの問題の本質的な解決にはならない、それについてやつぱり日本側の態度を強硬に主張し得る状況下にありませうか、環境下にありませうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 私どもが漁法や操業の違反等がないようにという交渉、話し合いを韓国側とやつていられる前提として、今、先生おっしゃい

ました漁業関係者の御要望、こういう条件であるというところはもろもろ十分伺った上で、具体的にはこの交渉は水産庁、もちろん場合によっては海上保安庁も御一緒にやっているわけでございまして、現場の声を韓国側に強く伝えるということが趣旨でございます。

ただ、今、先生のおっしゃいました特定の漁法についての禁止等につきましては、恐らく我が方の排他的経済水域内と暫定水域の中でいささか我が方の主張する立場の強さは違ってくるのだらうと思いますが、先ほどもちよつと申し上げましたように、韓国はこの暫定水域内では公の海と同じような状況にしたいというのが当初の打ち出しの姿勢でございました。しかし、それでは資源管理もきちんとできないということだんだん中身を濃くしているところございまして、いずれにいたしまして、まず私どもが何を韓国側に話し主張しているかといえば、これは日本の漁業関係者の皆様の御要望、こういう条件をぜひ貫徹してくれというそういう声を反映する、そういう話し合いをやっているわけでございます。

○岩永浩美君 やつぱり日本の一つのエネルギー源はまさに漁民の皆さん方の努力なくしてそのエネルギー源を確保することはできません。不安のない一つの形でぜひ交渉に当たってほしい。時間がなくて、ほかの質問の通告をいたしておりましたが最後に一つだけぜひお願いをしておきたいこと。

今回の交渉は領土問題を棚上げして漁業水域の問題として取り上げられています。特に、竹島周辺にとどまっていた暫定水域が拡大されたこと、これは将来の韓国並びに日本が領土主権を主張し合っていく大きな問題になるのではないかと、心配をするのは、私一人の心配ならいいんですが、そういう問題になつていくのではないだろうかと、そういう心配をいたします。領土問題と今回の暫定水域の拡大の件についてリンクはしていない、させていないというお話を承っていますけれども、そういう危惧の念は将来ないのかどうか、そ

の件を最後に伺ひして、私の質問を終わります。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほどアジア局長からお話ありましたように、日本のスタンスというのは暫定水域をできるだけ狭くしたい、韓国側は自分たちの排他的経済水域をできるだけ広くしていきたいという当初の方針が大きく食い違つていたところから交渉が続いたわけでありますが、率直に申し上げまして、竹島の問題をどうするかという議論になつていきますと、このEZ並びに暫定水域の議論がとも前に進まないというのが交渉過程での認識であつたわけであります。したがって、はつきり申し上げますと、韓国側も日本側もこの問題は棚上げにすることによって、漁業の問題のみに集中することによってこの交渉を進めてきたわけでございます。

先ほども申し上げましたように、お互いにぎりぎりのところで合意することによって空白期間をなくすことによつて、日韓がお互いのEEZに入り、また暫定水域の中で一定のルールで操業することが最低限両国の漁業者にとってプラスになることであらうという前提でのコンセンサスが得られたわけでございまして、そういう意味で、竹島問題を棚上げにしたという先生の御指摘はそのとおりだろうと思ひます。

しかし、そのことによつて本来の竹島の領有権問題という非常にデリケートな問題にお互いがそれぞれマイナスイメージになつたという、向こうには向こうの言い分があるわけでございすけれども、我が国にとつてそれによつて竹島の領有権問題が後退したとか、これからその問題に仮に入つていくとするとこの協定の結果によつて不利になつたということは何としても避けなければならぬという基本認識もございましたので、棚上げにすることによつてこの交渉を進めたことによつて、今後の竹島問題について我が国の立場が損なわれたいということのないように努力をしてきたつもりでございます。

○久保亘君 国際間の協定を結びます場合には、

当事国の意見が、主張が異なる場合は妥協が必要なこととはよくわかるのでありますが、今度の場合、新しい日韓漁業協定について政府はどういう自己評価をされておられますか。また、外務省、もしおわかりでしたら、韓国政府はどういう評価をされているのか、そのことを最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(阿南惟茂君) 今回の協定、合意された内容につきましては、日本の国内でも漁業関係者の方々に強い御不満があるというところは私どもも伺つております。他方、韓国国内にもやはりいろんな面での不満、批判がある、これは私どものカウンターパートの韓国側政府関係者からも聞いてるところでございます。

したがって、非常に難しい両国の漁業利益の調整ということ、今回決着をしたわけでございしますが、両国の関係者に相当強い御不満があるというところは我々も十分承知しているわけでございしますが、私どもの評価ということで考えますと、新しい海洋法条約ができた、そういう状況の中で日韓の新しい漁業秩序をこの協定によつて構築する、それが必ずや長期的には両国の漁業関係者、特に日本の漁業関係者の利益にもなるものだということ念願し、そういう点で今回の合意を私どもなりにできてよかったというふうに考えているわけでございます。

○久保亘君 評価の仕方はいろいろあると思うんですが、マスコミの報道などによれば、韓国側は成功であつたと、こういう評価をされているという報道もあります。日本の場合には、漁業関係者を中心にしてこのことに対しては非常に強い反発と反対の声があります。そういうことからすれば、この協定の内容をもつとしつかり説明ができたことと、それから今後の運用について十分な配慮がなければならぬと考えております。

私は、個々の問題について少しお聞きしておきたいのは、一つは、漁業暫定線は日韓大陸棚協定による境界線、いわゆる日韓中間線に沿つて引かれておりますけれども、そういう漁業暫定線の引

き方をされたのは日本側の主張なのか。それとも、これが最も公正で妥協的なラインだということとで双方が一致しているということでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) この日韓漁業協定の最初一番難しい問題は、排他的経済水域の境界線が引けないというところでございます。その引けない部分があるわけでございしますが、引けている部分、それは今、先生が御指摘になりました。既に昭和五十三年に大陸棚協定で、このときも南部の方は日韓の主張が対立をしたままで、したがって共同開発水域というものをつくつたのでございしますが、北部の方は一応その時点では日韓で合意した線が引けたわけでございまして、これは中間線でございますけれども、それを今度の漁業協定においても暫定的な線として、日韓間で合意できた線としてそこは一つの境界線として使うと。

ただ、主として竹島でございしますが、それをめぐつて両国の主張が対立していて線が引けない部分、そこは暫定水域という形で一つの工夫をしたと、こういうことでございします。

○久保亘君 暫定水域を設定するに至るのは、これは竹島領有権をめぐる両国の立場が一致していないということが理由ですか。

○政府委員(阿南惟茂君) 一般的に、境界線を画定する交渉をやっております。そのときに問題になつておりますのは、竹島をめぐる領有権の問題、それから領海の線を引き基線のとり方について日韓間で違いがございします。

また、日韓間に存在しております日本の島の位置づけ、その島を境界線を引くときの基点にどうかどうかというような技術的な問題もございします。しかし、竹島問題が極めて主要な要素であるというところは間違ひございません。

○久保亘君 それでは、東側の線が韓国側の主張は百三十六度、日本側の主張は百三十五度、それでその間をとつてこの協定では百三十五度三十分、こういうことになるわけですが、この間をとつた根拠は何ですか。

の根拠は何ですか。

○政府委員(阿南惟茂君) この暫定水域の東限線、百三十六と百三十五というのが交渉の経過過程で出てまいりましたが、韓国側は当初からこの暫定水域をできるだけ広くとりたいた。その趣旨は、現在の日韓の漁業の体制というのは韓国側には有利だというのがございますので、韓国側はなるべく現状に近いものを維持したいということであつたといふこととございまして、したがって本来、東限線といふのはなくて、ずっと日本の方の方に延びていくという主張をしております、これについて日本側は、そういうことは受け入れられない、東で線を切るべきだと。それが伝統的に漁業者の間で意味を持っております百三十五度というのを主張していたわけでござい

ますが、向こうはぎりぎり東限線を引くことには同意をして百三十六を主張して、これが昨年末ぐらの状況でございましたけれども、全体の交渉の中で、漁獲量をどうするかというようなことも含めての総合判断の中で、この線についても、これは先生おっしゃいましたように、真ん中の百三十五度三十分をとるといふ、双方が主張すべき点は主張し、譲るところは譲つたという交渉の結果でござい

ます。○久保亘君 これは別に根拠はなく、双方が百三十六度と百三十五度の主張で対立する関係になりましたからその間をとつて百三十五度三十分にしたと、これだけのことなのかなと思ひますが、地図で見ると三十分ぐらゐどつちに寄ろうといふ気持ちになるのかもしれないけれども、実際には経度で三十分の幅といふのは四十三キロぐらゐあるのじゃないかと思ふんです。それがずっと東側の線ですれてくるわけです。だから、かなり広い海になるわけです。もともとこの暫定水域といふのは九州の三倍ぐらゐあるわけですから。

そういう状況の中で、この東限線を三十分動かすといふことの意味は非常に大きな意味を持つていたといふことは、これは農水省もそのように

お考えでしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) それは先生御指摘のとおりでございます。

三十分といふと、一度が九十キロちよつといふ感じでございますから、半分ですと四十数キロといふ感じでございます。地図の上で見ればわずかなすき間といふことかもしれないませんが、実際の漁業をやる漁場としては大変広い、それぞれに応じた大きな価値がある、そういうものだといふふうに私どもも認識しております。

○久保亘君 それだけの認識の上に立つてこれを譲ることになったのはどういふことですか。

○国務大臣(中川昭一君) 今、アジア局長、水産庁長官両方から答弁があつたことを踏まえて久保先生の御質問にお答えをいたします。

日本側はどうしても百三十五度を譲ることができない、また韓国側は百三十六度、ずっと東から来て百三十六度がぎりぎりなんだという状況のまま、九月に向こうの海洋漁業大臣その他が来てぎりぎりの交渉をやつたわけでありまして、どうしても双方のつかひが、我が国の主張が通らない、また向こうの主張もこっちが認めるわけにはいかないといふことで、最終的に決まつたのが百三十五度三十分といふこととございまして、これは外交上の最高責任者である小淵総理の御判断によるところでもござい

ます。○久保亘君 指摘だけしておきます。

それからもう一つ、北東部にあります大和堆と呼ばれるところを、どうして暫定水域があつた部分だけ、地図でいうなら北の方に飛び出して、そして大和堆の四五%を暫定水域の中に含めるといふようなことになったのですか。これはちよつとよく説明してください。

○国務大臣(中川昭一君) 実は、北限線といふのが一方にございまして、これが三十八度、つまり韓国と北朝鮮との間の国境線が三十八度でございまして、それをずっと東の方に引つ張つていくとその頭が北限線といふことになるわけで、東が東限線といふことになるわけで、それをぶつてい

くと百三十五度三十分からずつと行きます。

これは大和堆がほとんど入つてしまふという状況になるわけでございまして、それは我が国の利益として絶対に譲ることができないといふことと、九月の交渉あるいは金大中大統領が来られたときの私とパートナーの向こうの大臣との交渉の中で、真つすぐに上げていくという向こうの主張に対して、こちらは三十八度でつて上に上げていくといふことについて我が国は絶対主張できない、三十八度でもつて頭打ちにしろといふことと、韓国の方はずっと東限線を上まで上げていつて自分の水域とのぶつかるところまでやれといふことと、我が国はそこでもつておしまひだ、それより上はだめだといふこととこのこれまで両国の譲れない交渉の結果、こういう斜めの線になった。正確には今、水産庁長官から補足させますけれども、両大臣間でのぎりぎりの交渉の結果が、どのぐらゐ倒れていくか、向こうはどのぐらゐ上げていくかと、交渉の結果がそういう結果になったわけであり

ます。○政府委員(中須勇雄君) 若干補足して御説明申し上げますと、暫定水域の北の境界をどう区切るかといふことにしましては、我が方は一貫して、ただいま大臣からお話し申し上げましたように、三十八度三十七分の線といふものを北の境界にして、そういたしますと今設けられております暫定水域の上のピラミッド型のものはないと、こ

ういふ姿を私どもは主張していたわけでござい

ます。一方、それに対して韓国側は、これも先ほど大臣から申し上げましたように、東限線、これは韓国の当時の主張は百三十六度といふこととござい

として出てきていた。

その百三十六度については、東限線は百三十五度と百三十六度の間の百三十五度三十分、こ

ういふことになつたわけでありまして、その時点で、それはまだ上はつと真つすぐ行くべきだといふのと、日本側の倒すべきであるといふ主張のぎりぎりの結果、先ほど大臣から申しましたように、今のような姿に相なつたといふのが交渉の経過でござい

ます。○久保亘君 そのところで私どもがなかなか理解しにくいのは、最初に言われたように、北東部の飛び出す部分は、これは日本側としては最初北限線としては外す主張をされていたわけであ

う。それがいつの間にか真つすぐ来た場合と倒した場合とどうかといふことで、倒すことで妥協するといふことになるといふのは非常にわかりにくいんです。それで、大和堆といふのは、私は専門でないからよくわかりませんが、海が浅くて大変な漁場なんだそうですね。それで、漁業関係者の一つの心配といひますか、それはそこ

ろに非常に重点があるのではないかと思つております。そのことから、最初に申しましたように、合意に至る過程で、外交上の問題ですからいろいろあるでしょう。それを私はわかりませんが、政府としてはこれがやむを得ないぎりぎりの妥協点だといふことと決めておつたのだし、

が、この結果は日本の漁業者に対して非常に大きなマイナスを及ぼす結果となつたといふことについては外務省も農水省も認めておられるのです。○政府委員(阿南惟茂君) 先生の御発言の最後の点にしましては私どもも十分承知をしております。

うことに交渉が及んでおりませんでした。

したがって、いざれにしても暫定水域の設定の仕方と暫定水域に入らない我が方の排他的経済水域における韓国の漁獲の扱いというものはまさにパッケージでございまして、今回、協定が最終的に合意に向かう局面で、漁獲量との兼ね合いでこういう綱領が出てきたということでございます。

ただ、昨年末段階でこういう水域が入っておりますので、そのことが大変漁業関係者の方々の御不満のもとになり、私もそのことについてはよく伺っております。

○国務大臣(中川昭一君) 今の久保先生の漁業者に対しての影響が大きいのではないかとということについては、この水域の中で韓国側がやろうとしていることをそのままやるということになれば、日本の漁業に対する影響は極めて大きいものがあるというふうに私は考えます。

したがって、今度の新協定におきまして、暫定水域において取り締まり権その他はそれぞれの旗国が持つわけでございすけれども、この協定上はつきり明記されているところでありまして、我が国が違反を発見したり、その他事実関係を相手国に通報し、そして相手国のとるべき措置というものをきちつと我が国に報告をする、あるいはまたその中で隻数、漁法等についても我が国がやっていることと同等のことを相手方に通報し、それを相手方は尊重するというような協定も盛り込まれておりますので、その協定をきちつと韓国側が守っていただかなければならないという前提で、これによりまして大和堆の、あるいは暫定水域の日本の漁業者と与える影響をできるだけ少なくするという方向で最大の努力をしていきたいというふうに考えております。

○久保亘君 漁業者に対する影響が非常に大きいということを認めているからこそ、今度の第三次補正予算に、日韓漁業協定関連振興基金二百五十億を中心にして三百六十九億のものが日韓漁業協定締結に伴う三次補正予算として提案されようと

しているわけですね。

そういったしますと、この新しい漁業協定によって受ける影響というのは今後ずっと続いていくものだと思うんですが、このことに関して、この漁業協定関連の振興基金を中心とする予算というのは一回限りのものになっているんですか、今後継続されるものなんですか。

○政府委員(中須勇雄君) 今回の二百五十億円の基金に關しましては、私も当面、この新しい協定が発効して以降の三年間、この二百五十億円を使い切る、元金まで手をつけるというか、そういう形で使ったいたく性格のものということで予算をお願いしているということでございます。

なぜ三年というふうに考えたかということに關しましては、この新しい協定は固定の有効期間は三年間ということに相なっております。その三年を過ぎますと、どちらか一方の国が終了通告をするとその後六カ月で失効する、こういう規定になっておりまして、そのことを意識して、結局新しい協定のものでどのような操業秩序がで上がるか、これは我々も大いに努力しなければならぬわけでございますが、まだ未定の部分がございます。

そういう意味において、とりあえず固定の期間の三年間、対策を講ずるということにいたしておきまして、その間におきます、どういふような資源管理とか取り締まりでどういふ実態が起るか、日本海関係の漁業者の経営がどういふ状況にあるか、そういうものを見定めた上で協定の扱いを含めて検討がその時点で行われると、こんなふうに考えているわけでございます。

○久保亘君 二百五十億の基金というから、何か果実を使っていくのかと思っております。これは元金とも三年間で使い切るものなんですか、運用管理というのは民間にゆだねるんですか、水産庁がおやりになるんですか。

○政府委員(中須勇雄君) 具体的な手続等は民間にゆだねますが、もちろん補助金の交付要綱なり

しっかりした形で、どういふものにどういふ形で使うかということの枠はしっかりと決めておく、こういうことと同時に、民間で使う場合もできるだけ透明な形で、どういふ使途に使ったか、そういうことがわかるような形で処理をしたいというふうに思っております。

○久保亘君 そういたしますと、この運用管理のために新しい機関が設置されることになるのではないかと思いますが、この機関はどこに置くんのですか。

○政府委員(中須勇雄君) 先ほどの御質問でも若干お答えを申し上げましたが、やはり今回の新しい協定によるいろいろな影響というのは漁業者がこうむるわけでございますので、その実情をよく知っております漁業者の全国団体であります全漁連、全国漁業協同組合連合会が中心になって新しい受け皿をつくっていただいて、そこで管理をしていただくというふうに考えております。

○久保亘君 この振興基金と称するものの運用を管理する機関が別にできまうか。そうすると、この機関は三年で解散するんですか。それはどうなるんですか。

○政府委員(中須勇雄君) それはまさにこれから三年間、どういふ実態が水域で起るか、あるいは漁業者の経営というところがどういふことになるのか、それを見定めた上で、三年後どういふ体制を組むのか。これは協定の見直しみたいな話もありまうし、あるいはこういう対策がさらに必要だというよう議論もあるかもしれせん。それはその辺の状況を把握して議論を行った上で、それから先のことはその時点で考えていく、こういうことだろうというふうに思っております。

○久保亘君 そういふことだろうということですが、そうではなくて、三年後、この協定の影響といたしまして、結果がどういふことになってきたかというところも、基金の運用等もあわせて考えた上、これをさらに継続し、そこに新たな基金を投入しなければならぬという場合も想定されるわ

けですね。

○国務大臣(中川昭一君) まず、今まだ事務的に細かいところを詰めておりますけれども、これが漁業者の皆さんに大変関心の深い事項があるわけでございますので、そういう中で韓国側としては特に日本のEEZ内での日本の決められたこと、例えばスケソウを一年でゼロにするとか、初年度四分の一にするとか、ズワイは二年で五〇%をゼロにするとか、そういうこと、あるいは取り締まり、資源管理等につきまして、これからやってみなければわからないという部分があります。

向こうの担当大臣も、違反についてはそれは自分たちとしても大変大きな問題と考えていますから違反はしないように最善の努力はしますと書いてありますけれども、現に最近も、先ほどの御質問にもありました、禁漁期が明ける直前に韓国船がどつと来て、そして漁網等に被害を与えながら漁獲をやつて帰っていく、あるいは底刺しでは大きな漁場を独占するようなことをやるというようなことがございますので、スタートするに当たって日本側も大きな心配が現に存在するわけでありまして。

したがって、この協定は当初五年で一年の猶予期間というような向こうの主張はございしたけれども、我が国としては、三年は据え置けれども、三年後は半年の猶予期間を持つていつても終了通告ができるという、かなり向こう側から見れば厳しい終了条件もつけたところでございす。そういう三年間をとりあえず見る。これは一つには三年間でEEZ内の漁獲数量をお互に等量にするというような長さとも多分関連をした意味があると思っておりますけれども、そういう三年間の期間としてやっていくという方針の中で基金も三年で二百五十億というふうにしたわけでございまして、その三年後について、それでも日本側にとつて極めて不安、不満が持続する、あるいは大きくなる、あるいは日本の漁業条件が大分よくなつたねということにもなるかもしれせんし、そ

の辺はこれからの二年、三年をかけてみなければ
わかりません。

そういう意味で、三年後にどうするかについて
は、あくまでも日本の漁業者あるいは資源管理と
いうものを前提に今後の対応を考えていくという
ことで、現時点では三年後にどうするかというこ
とについては、そういう前提を置きながらも具体
的な対策について今の段階で申し上げることがで
きないということ御理解をいただきたいと思ひ
ます。

○久保亘君 今お話がありましたように、やつぱ
り暫定水域においては旗国主義がとられるわけ
ですから、今度の場合でいいますと、韓国側の自
国の漁船に対する監視体制、取り締まり体制とい
うものがどうなるかということが非常に大きな影
響を持つと思うんですが、そのことと関係をして、
今度設置が決まりました日韓漁業共同委員会、こ
れは双方から二名ずつ四名の委員会のようです
が、この委員会のメンバーは日本側はどういう方
がおなりになるんでしょうか。

それから、この共同委員会が勧告いたします内
容、その項目ですね。例えば、底刺し網を禁止す
るとか、そういうようなことを含めて、勧告の権
限の及ぶ範囲というものはどういうところにある
のか、この共同委員会について御説明をいたさ
たいと思ひます。

○政府委員(中須勇雄君) まず第一点目の、双方
二名ずつの委員から成る共同委員会ということ
でございますが、まだ具体的に韓国側と話し合っ
ておりませんので、具体的な人選というのか、どう
いうレベルの人を充てるかということの具体案が
あるわけではございませんが、原則的な考え方とし
ては、私どもは、外務省の職員一名、水産庁の職
員一名、しかるべきレベルの二人を日本側代表と
して任命する、そういうふうな形で、向こうもそ
ういう形をもって任命するというふうなことでい
くのではないかとこのように一応腹案としては持
っております、こういうことでございます。

あれでございますが、これは二点ございまして、
一つは、日本の二百海里水域あるいは韓国の二百
海里水域にそれぞれ他国の漁船が入っていく、そ
のときの漁獲割り当て量でございますとか、操業
条件とか、そういうものは最終的にはそれぞれの
沿岸国が決定するわけでございしますが、その決定
に先立って、共同委員会で議論し協議し、両政府
に対して勧告をする、それで両国政府はその勧告
を尊重して決定をする、こういうような仕組みに
なっております。

そういう意味におきまして、ただいま先生がお
っしゃいましたように、例えば日本の二百海里水
域で、あるいは韓国の二百海里水域でこういう漁
法は禁止をするとか、こういうような期間中は休漁
にするとか、漁獲量は何トンにするとか、そうい
うことを具体的に話し合つて、話が調えば勧告が
両政府に対して行われる、こういうことが一点ご
ざいます。

それと同時に、もう一つは、今回の協定で設け
られました暫定水域、この中における資源管理の
方法、これについても漁業共同委員会は協議し、
両国政府に対して勧告をするという権限が与えら
れておりますので、この点についても共同委員会
で協議をするということに相なるわけでございま
す。

○久保亘君 ありがとうございます。終わります。

○風間和君 公明党の風間です。
繰り返しになるかもしれませんが、もう一回ちょ
つと確認させていただきたいのですが、今回の漁
業新協定の基本合意で、本来の排他的経済水域の
外側線、すなわち日韓の中間線を使わないで、こ
れは線は赤色で引いてあるけれども、これは外務
省が引いたので、赤線なんて言ってもしょうがな
いので、大陸棚協定の境界線を用いることにして
いる経緯をもう一回ちょっと簡単に教えてください
ますか。

○政府委員(阿南惟茂君) 今、先生が中間線を使
わないでというふうにおっしゃいましたが、日韓

の排他的経済水域の境界線というのが諸般の事情
でいまだ画定するに至っておりません。その画定
できない水域というのは一定の水域でございまし
て、現在、日韓大陸棚北部境界画定協定で昭和五
十三年に日韓両国が合意した線というものがござ
いますので、これを今回の漁業の暫定線として、
ある意味では利用するというところでございまし
て、その使える線があるところはその線で両方の
境界にしよう。

ただ、そういう線がなかった。なぜ従来なかっ
たかといえば、やはり先ほど申し上げておりま
すような領土をめぐる問題等で当時から引けな
かつたわけでございまして、そこに暫定水域とい
うものを設けて、両国の主張が通るような工夫をし
た、こういうことでございまして。

したがって、北部大陸棚協定で引いた線、
これは日韓間で合意した線でございますので、こ
れを今回の漁業の境界線に利用しようと、こうい
う趣旨でございます。

○風間和君 そうしますと、確認ですけれども、
今、アジア局長がおっしゃった日韓の間で漁業に
ついてはこの北部大陸棚協定の境界線を用いる、
じゃ、その他については日韓の中間線を用いると
いう合意があったんですか。

○政府委員(阿南惟茂君) 私の申し上げたことが
ちよつと不明確だったと思いますが、その他とい
う点は、今回の漁業協定でこういう線を使った、
暫定的に境界線にしたということは、韓国側もそ
うでございますが、我が国のその他の国際法上の
立場に影響を与えるものではないという規定が第
十五条にございまして、これは漁業協定に限って
の暫定線というふうになっております。

○風間和君 ですから、例えば地下資源とか汚染
物質の問題については、じゃ、漁業については北
部大陸棚協定の境界線を使うけれども、それ以外
の分野については日韓の中間線を使うという合意
があったのですかというふう聞いています。

○政府委員(阿南惟茂君) その日韓の中間線とい
うのが、日韓両方とも中間線ということで境界を
決めようということにはなっておりませんが、中間
線をいざ引くということになりますと、日本側の
基点のとり方とか領海基線の引き方が、必ずしも
韓国側の受け入れられるところとなっていないとい
うような問題もございしますので、完全な意味での中
間線がまだ引けないということがございます。

ただ、この漁業協定で引いた線は、繰り返
しになりますが、既に昭和五十三年に日韓間で合意
した線がございしますので、これを今回の暫定的な
境界線にするということで、その線があるところ
はその線で両方が分かれていて、そして、その線
がとまっているところ、すなわち昭和五十三年の
時点でも線が引けなかつた部分については暫定水
域という一つの工夫で両国の主張を通す形になっ
ているということでございます。

○風間和君 いや、僕もちよつと理解度が弱いの
かあれなんですけれども、そうすると、漁業分野で
はとにかくこの北部大陸棚協定の境界線を使う
と。それ以外に、環境問題とか何かが起こつて、
油の汚染だとか地下資源が出てこの境界線が問題
になる場合には、じゃ、今度どこを使うのかとい
うことをその都度検討するということになつてい
くのか、あるいはそのまま北部大陸棚の協定に基
づく境界線を使うのか、まだ引かれていないところ
の中間線を使うのか、そこを聞いています。

○政府委員(阿南惟茂君) まさにその都度と申し
ますが、そういうことになればまたその問題につ
いての協定なり取り決めが必要になつてくると思
ひますが、今の段階でそれを先取りした線がある
わけではございません。その都度考えざるを得な
い。

したがって、日韓間できちんとした境界線
を引けることが理想でございますが、その線を引
くべく境界画定交渉というのは今も続けてやつて
いるわけでございしますが、これはなかなか容易に
決着のつく交渉ではございませんので、今、先生
がおっしゃいましたような他の問題についてどう

いう線になるかということについては、やはりそのときにその問題に即した解決ということをごさいますて、今あらかじめそういう線があるというわけではございません。

○風間親君 問題が起ったらまたその都度協議するということなんですけれども、問題が起らないように協議していかなきやならないのではないかと思います。どうか、そうなんですけれども、そこは。

○政府委員(阿南惟茂君) まさにそういうことで、日韓間の排他的経済水域ということが重複しているわけではございませんから、その境界線をきちっと引かなければ常にこういう問題が起るわけではございませんので、その点は御指摘のとおりでございますが、現状ではなかなかそれが引けません。しかし、引く努力をしております。

それで、今回、暫定線として日韓大陸棚北部境界というこの線を利用しておりますが、このことは将来、今、先生がおっしゃいましたような海底の鉱物資源というようなことについての取り決めが必要になったときの我が国の立場に影響を与えるものではないという規定が設けられているわけではございません。

○風間親君 一部分の資料なんですけれども、つまり日韓の中間線、排他的経済水域の外側の線と北部大陸棚協定の境界線というのが水域面積として余り変わりないぐらゐの地図なんですけれども、これも正確かどうかわかりませんが、大陸棚協定境界線を用いて合理的に決めたというのは、そうすると五十三年に日韓間で合意したということが最大のベースなんです。

○政府委員(阿南惟茂君) おっしゃるとおりでございます。今、中間線を引こうというときに、先ほど申し上げましたが、領海の基線のとり方等についてまだ食い違いがございますので、したがって両国間で既に合意のあった線というものがあるにしている、暫定的にこれを利用しようという今合意になったと、そういうことでございます。

○風間親君 海洋法条約の定めでは、例えば大陸

棚協定による境界線というふうになきと決めるということになればいいというふうになっていすね。それで、今度また、話をもとに戻しますけれども、海洋資源の問題とか何かで別の定めがつけられたら本来の経済水域という考え方が何か変わっていくような感じがするんですけれども、そこはどうかとらえたいんです。経済水域という概念の意義そのものが変節していくことになるんじゃないですか、このラインが変わっていくと。

○政府委員(中須勇雄君) ちょっと漁業の立場から補足して御説明申し上げますが、本来、まず海洋法の精神に従えばお互いの排他的経済水域を画定する、ダブっている場合には、それがまず基本的な作業であるわけでありまして、ところが、今回、日本と韓国の間では水域すべてにわたって排他的経済水域の境界線の画定は今の段階ではできない、これはそれぞれ主張があつて一致しないという意味でできないと。そこで、漁業に関して暫定的に一定の線を引いて区域を分けて、それを漁業に関しては排他的経済水域とみなそうというふうな合意をしたというのが今回の協定だということに承知をしております。

したがって、先ほどもお話ございましたように、日韓の北部大陸棚協定、五十三年に合意した線、これは今、日本の主張する中間線とかなり似通っている、青い線と赤い線ということになり似通っているわけで、我が国の立場は害されませんし、これをとりあえずの漁業暫定線として線を引いて活用して、それより日本側の水域は漁業に関しては日本の排他的経済水域とみなす、こういうふうな扱いをしようということが今回の日韓漁業協定の趣旨という合意である、こういうふうにも私ども理解しております。

○風間親君 それでは、今回のこの暫定水域は非常に範囲が広過ぎるのではないかと私は思っているんですけれども、それは先ほど久保先生の質問に対して、北東部の方については議論になりましたのでわかりましたけれども、もう一方で、済州

島南部の方の暫定水域については当初、境界に関しては余り問題はなかったと思われまして、けれども、このところに暫定水域が設定された経緯について外務省さんにお伺いしたいんです。

○政府委員(阿南惟茂君) 御指摘のように、交渉の経過過程で南の方は後回しになっておりまして、昨年末時点ぐらゐでは南の方の暫定水域というのは余り議論の対象になっておらず、むしろ一番メインのところの議論が最も関心事であつたわけではございますが、南の方にきましてはやはり日韓の主張に対立点がございまして、具体的にはやはりここでも境界線を引くための基点のとり方について韓国側との違いがあつたわけではございまして、私は先ほど来、工夫工夫という言葉を使つておりますが、一種歩み寄りをしようという小さい暫定水域、小さいといつても海の上では非常に広いあれではございますけれども、こういうものをやはり南にもつくつたという経緯でございまして。

○風間親君 そのことについて、水産庁ではこの南側の方の済州島南部の暫定水域についてはどのように受けとめていますか。

○政府委員(中須勇雄君) 私どもも、この交渉の最後までやっぱり南の水域についても一本の線にしてほしいというのが基本的な立場でございまして。ただ残念ながら、ただいまお話がございましたように、それぞれの法的立場という主張、どこを一本二百海里、排他的経済水域の基点にするか、どの島ならとれるのかというふうなことをめぐつて意見が違ふということが生じた以上、幾ら一本の線を引きたいと思つてもそれがかなわないというところでございまして、やむを得ずこういう暫定水域を設けるということもやむを得ないというふうにも私どもも判断をした次第でございまして。

ただ同時に、こういう水域を設定したということとは北と同様でございまして、やはりこの中では資源管理はしっかりとやっていくという前提でやむを得ないというふうな判断をした、こういうこと

でございます。

○風間親君 今、長官がおっしゃったように、まさにこの暫定水域に関しては両国の資源管理、要するに協力が極めて大事でありまして、そうやうたとしても遅かれ早かれ資源が枯渇していく可能性はないわけでは無いわけでありまして、そういう意味で実効性の伴つた資源管理をどうやってやるかということで、一方では巡視船の共同巡航なども当然あるんでしようけれども、事前協議については外務省の方が音頭をとってやっていると承知しておりますが、どの程度進んでいるのか、教えていただけますか。

○政府委員(阿南惟茂君) 暫定水域内での資源保護、それを確保するための取り締まりということが重要でございまして、この水域内では旗国主義で自国の船を取り締まるという原則になっておりますが、それでは効果的に徹底できないという心配もございまして、現在も引き続き韓国側と話をしております。巡視船の連携巡視というやうなことや共同乗船というやうなことでも韓国側と話し合ひをしておりますし、今後何となく韓国側の了解を取りつきたいというふうな考えをしております。

○風間親君 それは希望であつて、どこまで主張が通つていくのかというところの獲得した部分とか何かは、今この場では明らかにできることがありませんか。

○国務大臣(中川昭一君) 暫定水域におきましては、今、アジア局長から話がありましたように、旗国主義ということが原則でございまして、旗国主義というものは我が国の、要するに旗国の漁船に対する取り締まり管轄権並びに第三国に対する取り締まり管轄権がありますが、この協定上の相手方に対しては無いというのであります。

しかし、先ほどから御議論いただいておりますように、資源管理、そして違反に対する取り締まりというところが最重点でございまして、我が国としては今事務的に詰めております中の大きな問題の一つとして、共同巡航あるいは連携巡視につ

いて最重要点で臨んでおるところでございますが、向こう側は現時点においてはそれは勘弁してくれという状況でございますけれども、我が国としてはこれについては最大の努力をもって実現しなければ実効性が担保できないと思っておりますので、最大の努力をしていきたいと思っております。

○風間親君　そこが本当に大事、これからそこが問題になってくるのではないかと思っておりますので、暫定水域の部分でも引くところは引いてきたわけですから、ぜひここはきちんと押していく必要があるのじゃないかというふうに思っています。

次に、TAC法との関係で、今、日本海側における魚種については七魚種について調整を行っていらつしやるわけですが、今後、将来的な資源枯渇を目の前にして管理魚種をふやすということはどうか。水産庁、何かお考えがありますか。

○政府委員(中須勇雄君)　本来、TACの制度は、各魚種ごとにしつかりした資源調査を行った上で、最大持続的生産というか、持続的な生産を可能にするためにはどれだけの漁獲なら大丈夫なのかということを割り出してそれをみんな守っていく、こういう考え方でございますから、私も基本的な姿勢としては、できるだけ多くの魚種についてTACの制度を拡大していくというのが基本的な態度だろうというふうに思っているわけでございます。

ただ現在、御承知のとおり、昨年六魚種で開始をいたしまして、ことしスルメイカを加えて七魚種ということでございます。こういう制度の対象にするためには、まず何よりも資源状況についての科学的な知見の蓄積が必要でございますし、そういう魚に関連している漁業関係者の意見、あるいは現在も実は七魚種をやっているわけでございますが、御承知のとおり強行規定は発動されております。そういった実施状況等を踏まえて順次手をつけていくものというふうに考えております。

て、そういう考え方でもう少しいろいろなデータの収集等を進めていきたいというのが現在の私どもの考え方でございます。

○風間親君　今回の新漁業協定、政治決着が図られたけれども、先ほどの議論にもあるように、これによって本当に違法操業が減るのか、減らせるのかというのが漁民にとっては大変な関心なんです。お偉いさんが決めたという、それはそれで国と国との交渉だからさうだとしても、現実に生活の場あるいは稼働場における違法な漁業が行われないのかという点の担保が、やっぱり漁家にとっては不安に思うわけでありますから。

そこで、北海道でも、もちろん大臣も御案内のように、襟裳岬ではもう根こそぎ持つていかれていくという事実もありますのであれなんです。この新協定では暫定水域以外では沿岸国主義が採用されているので、拿捕とか抑留とか漁獲物の没収などが可能になりましたけれども、そのほかの制裁というのはどんなものがあるのか。これは罰をどうこうするということ意味ではなくて。そしてまた、新協定の六条の一項には「必要な措置」というものをとるという書き方がありますけれども、どんなものを想定しているのか、外務省にお伺いしたいんです。

○政府委員(阿南惟茂君)　違反取り締まりということが極めて重要でございます。現在でも韓国漁船が韓国国内法違反というふうなこともやっておりますので、この点、私も最大限の注意を払っております。

そして、今お尋ねの新協定の六条一項に言う「必要な措置」ということにつきましては、これは国連海洋法条約にもそういう関連規定があるのでございまして、「必要な措置」というのは、典型的な場合は乗船、検査、拿捕及び司法上の手続が含まれるということになっておりまして、自国の排他的経済水域内において自国の法令等に違反した相手方の船に対しては、今申し上げたような措置が具体的にとれるというふうに規定されております。

○風間親君　終わります。

○大沢辰美君　日本共産党の大沢でございます。今、質問が続いていますように、この日韓漁業協定は国連海洋法条約の趣旨を踏まえて日韓両国間の漁業秩序の確立を目指したものでありますから、私は今日の事態を前進させるための契機としていかなければならないと思っております。しかし、資源管理や操業上の問題も非常に多く、漁業関係者からは本当に不安の声が上がっていますので、幾つかの点について質問をしたいと思っております。

水産資源の減少、枯渇をこれ以上進めなくてはならないという点で、特に排他的経済水域内では我が国が責任を持つて資源管理を行う体制を強めることが重要だと考えます。私も、この問題が出て直ちに兵庫県の山陰の漁業関係者と話し合いをしてまいりましたけれども、やはり韓国漁船の操業形態について強い懸念を持っています。そして、先ほどもずっと質問が出ていますけれども、特に底刺し網の問題なんです。これは御存じのように、一連四千メートルぐらいですが、それだけの網を十数連も一カ所で張るわけですから、本当に広い海を占拠するようになるわけですね。ですから、魚礁を設置していても本当に小さな魚も根こそぎ持つていかれてしまうという訴えを強く聞いてまいりました。

水産庁はこのような漁法が本当に行われることについて、資源保護上どのように考えていますか。まずお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(中須勇雄君)　先ほども若干御説明申し上げましたが、特にこの底刺し網漁業というのは、資源保護というか資源管理という面で見ますと、底に刺し網を沈めまして一定期間ほっておくというところで、底質を移動する魚類あるいはカニ、甲殻類等をすべて根こそぎとってしまう、こういう面では資源に与える影響の大きい漁法であるというふうに我々は思っております。したがって、例えば我が国のズワイガニをとる漁業者に対してこういう漁業をすることは禁止をし

ている、こういうことでございます。

また同時に、ただいま御指摘がございましたように、単に資源に与える影響だけではなくて、長期にわたって漁場を大幅に占有するということがございます。そういった点で、我が国漁民は我が国のEEZ内における底刺し網漁業について極めて強い反発を感じている、御指摘のとおりでございます。

○大沢辰美君　ぜひ、その点については強く禁止を求める態度を貫いて頑張っていただきたいと思います。

次は大臣にお聞きしたいと思うんですが、特には排他的経済水域内での日本の主権についてお尋ねしたいと思っております。

協定は、排他的経済水域の操業条件を日韓漁業共同委員会の協議の結果を尊重して決定するとしております。日本が幾ら資源保護上心配だとしても、この共同委員会の中でまとまらず、結局、規制できないことが非常に危惧されるわけですが、本来、排他的経済水域内は海洋法六十一條、六十二條になるわけですが、それにあるように、自国の判断で規制できるものとなっております。ですから、本当に資源保護上問題があるものだと日本側が科学的に明確にしたものについては、日本の主権で規制を決定して通告して頑張るべきと考えるが、大臣のお考えをお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君)　国連海洋法条約上もありませんし、今御審議いただいている本協定の附属書Iの2の(5)でも……

○大沢辰美君　三条です。

○國務大臣(中川昭一君)　失礼しました。今のは暫定水域の話でございます。三条で、我が国において魚種割当て量、区域その他具体的な条件を毎年決定し、相手国に書面により通知するという構図でございます。その中で我が国としては、今、水産庁長官からもお話がありましたように、底刺し網漁業についてはいろいろ大きな問題点があつて、漁業者あるいは資源管理その

他に大きな影響を与える問題でございすから、我が国としてはこれは全面的に禁止すべきであるというふうに考えておるところでございす。

したがって、現在も続いております実務者会談におきましても具体的な詰めを行っている中で、この底刺し網漁法の全面禁止、我が国のEEZ内での全面禁止については強く主張しておるところでございす。また、協定上は、それは当然の決められたルールにのっとり主張しておるところでございすから、我々としては、ぎりぎり申し上げるのならば、相手がうんと言わなければいかんということにかかわらずできる問題であらうというふうに考えておるところでございす。

交渉でございすので、向こう側の意見も言っておりますし、それはそれとして聞きますけれども、我が国としてはその方針はいささかなりとも変更することはございせん。方針というのは、そういう方向で今主張をしているということについてはいささかなりとも変更することはございせん。

○大沢辰美君 経済水域内については本主に主権を行使していただきたいということを特に強調しておきたいと思ひます。

暫定水域内については、これも質問があつたわけですが、韓国の底刺し網は、先ほども述べましたように、漁業者の操業上からも問題があるわけですね。特に、兵庫県の山陰の方のお話を聞いて、漁協の、漁民の方では、今度の協定で暫定水域の中に入る隠岐北方で多くが操業をしておられるんですね。山陰の方は、韓国の底刺し網の船が五、六隻操業したら日本の漁船五十隻が操業できなくなる、こういうふうな極端に言われております。そういう状況なんですね。

ですから、本主にこの人たちは隠岐北方への依存率を五〇％で仕事をしておりますから、その漁協の人たちは操業も困難になるし、経営も困難になるし、そして地域経済へも非常に影響があると危機感を持っているわけです。この暫定水域内でも、共同委員会が話し合つて資源の保護、管理が

適切に行われるように今進んでいるんだと思ひますけれども、やはり今、漁民の皆さんの心配は、漁船の総数や漁期の制限、それから漁業者が求める、今言いました底刺し網の禁止も踏まえた漁法の規制、それから双方の漁場の調整、それから日韓の漁船が本主に共存できる条件をどう確立していくのかというルールづくりを今、大臣は言つたわけですが、本主にこの暫定水域内では確立が求められると思ひます。その決意をもう一度お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 暫定水域内につきましては、先ほどちょっと言い間違ひました附属書の中で書かれておるわけでありまして、我が国がとつておる措置を尊重してもらいたいということを通報できるシステムになつておるわけでありまして、それから一方、この協定に違反するようなことを発見した場合には、相手国に通報し、相手国はその取り締まり状況等を我が国に対して通報するということになつておるわけでございます。

直接的に何もできないということでございます。これは相手国との信頼ということになるわけでございますけれども、何としても資源管理あるいは違反、それから我が国がやつていない、資源に大きく影響を与えるような問題については、相手国も尊重すべきであるという立場に立つならば、今さらにそれを担保する措置といたしまして、先ほども申し上げたような共同乗船あるいは連携監視等の措置も現時点で相手国に対して認めるように要求する交渉を続けておるところでございます。

いづれにしても、実効性が担保できるように最大限の努力を現在しておるところでございます。○大沢辰美君 大きな心配を抱いておる中で、その点についても全力を挙げていただきたいと思ひます。最後は、魚価の安定についてですが、今、魚の値は、本主に価格が下がつておるんですよ。経営難は深刻になつておる。これも兵庫県の山陰の意見なんだけれども、借金を抱えてやめる

にやめられない、こういう人たちが組合員の三分の一おられるという話です。だから、今度の新協定の関連漁業振興対策という予算が組まれたんですけれども、直接、魚価対策、いわゆる魚価安定のための対策に充てられる予算が入つておるのかどうかというのが一点。

また、魚価の問題では、秩序ある輸入規制を今までとつていなかったために起きた現象だと私は思ひます。ですから、APECでは先送りされけれども、この点についても今後ともやはりWTOの場でもはっきりと拒否すべきだと考えます。○国務大臣(中川昭一君) 魚価安定対策につきましては、今回の日韓新協定あるいはまた国内対策、振興対策において直接的に対策をとつておるわけではございせんけれども、個々の魚価というよりもっと広い意味の漁業の経営の安定化のためにできるだけの措置をとつたところでございまして、この基金等でも安定資金の供給等、関係漁業者の経営安定のために役に立つような事業を行つております。

水産物は海の状態や時期によつて漁獲の集中が起りやすいことから、水揚げの集中による価格の著しい下落を防止するため、従来から水産者団体等が行う主要水産物の買い上げ、調整保管に對して助成する水産物調整保管事業を実施しているところでございす。

なお、APECで先送りになつたというお話でございす。でも、APECはそういう交渉の場ではないという門前払い的な主張を我が国はしたわけではございす。それと同時に、水産物に關しては日本は大変な輸入国であり、そして国内漁業者が大変苦しいところだと思ひまして、そういう意味で今回我が国の主張が通つたものというふうに理解をしております。

今後、仮に水産物に対して同じような要望が他国から出てきた場合にも、実態論としても我が国はこれ以上の関税引き下げをすることはできないという主張を申し述べていくことを考えておるところでございす。

○大沢辰美君 本主に適正な価格で漁業者の経営が成り立つような国の対策が私は不可欠だと思ひます。ぜひこの機会に、魚価の抜本対策などについても検討していただきたいことをお願いしておきたいと思ひます。

一点、最後に、監視・取り締まり体制について要望しておきたいと思ひます。先月も、二十二日だったんですが、兵庫県の浜坂の漁船が相手国の韓国の十四連の底刺し網でトラブルがあつたそうなんです。だけれども、無線で連絡したけれども、水産庁の取り締まりは、来たのが二十三日だったと言つておる。こういう状況がある中で、これからの新たな紛争の火種となる暫定水域など問題がありますから、取り締まり・監視体制を強化していただきたいことを要望して、私の方の質問は終わります。

○須藤美也子君 私は、日韓漁業協定の問題でなく、全く別の問題について質問をいたします。今、いろいろな新聞で報道されております米の関税化問題について、全国各地で混乱が起きております。そこで、一昨日、日本共産党国会議員団が大臣に申し入れを行いました。これは食料自給率の引き上げ可能な貿易ルールが必要であつて、米の関税化問題、これは将来にわたつて国民全体にかかわる重大な問題であると。国民の合意、国会審議のないままに関税化を進めないように申し入れを行いました。

そこで大臣はこう答えました。これに対してはいろいろな選択肢があると、現在は白紙、何も考えておりません、こうおっしゃいました。さらに、国会で議論していただいて、こうやれ、ああやれと言われなければ動きません、動かせません、こういうふうにおっしゃいました。つまり、国会の議論を重視すると、こういうふうにおっしゃつたものと私は受けとめました。

ここで、この委員会がこれから重要な問題にな

りますので、この米の関税化の問題とWTOに向けた再交渉の問題等についていろいろ出てきますので、大臣のこの国会に対する態度、これを明確にしたい、このように思います。

○国務大臣(中川昭一) 現時点で農林水産省並びに私の考えはどうかということに関しては白紙であるというふうには申し上げました。こうやれ、ああやれということ踏まえて動くということではなくて、いろんな御議論を各党あるいはまた団体の皆さんが今真剣に本格的にやられておる最中、でございますから、要は、国論といましようか、外に向かつて交渉をするということになります。外に向かつて交渉をするということになります。外に向かつて交渉をするということになります。

午後二時十五分開会

○委員長(野間起君) 午後二時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後二時十五分開会
○委員長(野間起君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、国井正幸君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君が選任されました。

○委員長(野間起君) 休憩前に引き続き、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○谷本義君 余りにも広過ぎる暫定水域がとられて、そういうもとで新しい漁業秩序が発足をいたします。でありますから、漁業振興について新たな局面を迎えてどういう対策をしていくかというところが迫られております。ことしの補正予算を見てみますと、日韓新協定関連漁業振興基金を中心といたしまして、若干のものが計上されております。

○須藤美也子君 国会の審議については国会で決めるわけでございますけれども、国会のいろいろな議論もしないままに農水省がいろいろな通達を出している、そういう問題もありますので、非常に極めて重大な問題が現場では起きております。ですから、この問題については、きょうは時間がありまけんからいろいろ申し上げませんので、改めてこの農水委員会で、米の関税化問題を初め

おりでございます。私どももいたしましては、まず何よりも関係水域における資源管理の徹底であるとか、あるいは適切な取り締まりの実施ということについて関係省庁連携のもとに推進をする、やはり我が国の立場が買われるように努力をする、そういうこととあわせて、今、先生から御指摘のございました第三次補正予算に計上していただいております対策の適切な実施等によって経営の安定を図っていく、万全を期していく、こういうことでございます。

いずれにしても、冒頭申しました、どのような規制措置が講じられるのか、あるいは取り締まりの実態、これから決まる部分も多いわけでございまして、そういった状況あるいは今後の実際の操業の推移というものを十分見ながら適切に対応していかなければならない、こういうふうに思っております。

○谷本義君 この新しく発足する基金のことです。ありますが、基金の拠出者は政府と水産関係団体というふうに向っております。そうしますと、自治体との関係はどうするかということが問題になります。中には、自治体にも基金を出してもらったかどうかといったような声も少なくありません。それからまた、この基金制度を運用していく上で自治体における協力をしてもらうというそういう判断もあります。

その辺、長官、どんなふうにお考えになっておるでしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) 今回の振興基金につきましては、既に御説明申し上げておる通りでございますが、経営安定資金に対する利子補給あるいは漁獲共済に対する掛金の助成あるいは漁場機能回復等の諸活動への支援、そういったいろいろなメニューを対象にしているわけでございます。が、やはり基本的に、締結される新しい日韓の漁業協定に関連して、主に韓国漁船との競合が起きる、そういうことから影響が起きる漁業者、こういうものを対象にして対策を講ずる、こういう事柄上、私どもは、国の責任というか国の基金によ

ってその対策を講ずるということの基本にしているわけでございます。

確かに、実際に各種の事業をやっていく上で都道府県の御協力を得なければならぬ部分も当然あるわけでございますが、現在の段階では、都道府県に対して一定の部分を義務負担せよと、こういうふうなことはとらずに、そこは各都道府県の御判断にお任せをする、もちろん事業の実施に当たっては十分な御協力、御支援をお願いする、こういうような立場で臨みたいと思っております。

○谷本義君 次に、暫定水域における資源保全対策について伺いたいと思っております。

午前中、この農水委員会で、漁法の問題、漁獲量の問題等々の議論がありました。漁法の問題で、底刺し網の場合は資源絶滅型の漁法であるという点では皆さんの意見が一致しておったと思っております。

もう一つ問題があるわけであります、トロール漁法はどうなのか。とりわけ、大型トロール船でやられてしまうという、これはやっぱり同じような資源絶滅型漁法だという問題指摘がこれまで多くありました。したがって、こうしたトロール漁法も船上にのせて日韓漁業共同委員会で話し合いをすべきではないかというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

それからもう一つ、午前中余り議論がなかったのは取り締まり体制の問題であります。この取り締まり体制の問題については、日韓両国の連携監視という方法でいったらどうかという意見がかなり多くあります。実際、実効が伴うものというところになってまいりますと、日韓両国の担当が一緒に乗る、つまり共同乗船方式ですね、これが一番実効が上がるというふうな示している状況がございまして、しかし、私はこの共同乗船方式、これをぜひ実現するようにしてほしいと思うのだが、いかがでしょうか。

○政府委員(中須勇雄君) 第一点目の、漁法としてのトロールの問題でございますが、現在、韓国

のトロール漁船ということになりますと、北海道沖において千トン未満の十一隻のトロールというのが操業をしております。これにつきましては、基本合意の中でも触れられましたように、これを来年からは半減をいたしまして、数量的には約六万トンの実績があったわけでございますが、一万五千トンに縮小し、次の年にはゼロにするということで、北海道沖からのトロール漁業のフェーズアウトということが実現するわけでございます。

一方、日本海の暫定水域等、山陰あるいは北陸沖の水域では韓国のトロール漁業、これは主として小さい漁業でございまして、これは韓国の国内法でも操業を認められていない、そういうものがかなり実際には出てきて資源を荒らし回っているのではないかと、そういう実態があるわけでございます。

そのため、今回新しく協定のもとで管轄権、我が国の水域については我が国が取り締まりを行う、また暫定水域についても旗国主義のもとで効果的な取り締まりを行うという体制ができたわけでございますから、当然こういう違法な小型のトロールにつきましても、引き続きというか、韓国国内法で違反だという状況はお互いに確認した上でこれを有効に取り締まっていこう。こういう形で、北海道については一年、日本海の暫定水域等におきましては来年からこういったトロール漁業は一掃していく、こういう気持ちで臨みたい、そういうふうな韓国にお話を申し上げているという状況でございます。

そのために、今回新しく協定のもとで管轄権、我が国の水域については我が国が取り締まりを行う、また暫定水域についても旗国主義のもとで効果的な取り締まりを行うという体制ができたわけでございますから、当然こういう違法な小型のトロールにつきましても、引き続きというか、韓国国内法で違反だという状況はお互いに確認した上でこれを有効に取り締まっていこう。こういう形で、北海道については一年、日本海の暫定水域等におきましては来年からこういったトロール漁業は一掃していく、こういう気持ちで臨みたい、そういうふうな韓国にお話を申し上げているという状況でございます。

それからもう一点、暫定水域の中の取り締まりに際してお話のございました連携巡視、共同乗船という手法がございまして、御承知のとおりでございますが、連携巡視と通常言っておりますのは、日韓両国の監視船が一緒になって連携をとりながら漁場の監視をして、それぞれの旗国主義のもとで自国の違反船を見つけた場合にそれを取り締まる、こういうやり方でございます。共同乗船の場合には、どちらかの監視船に両国の監督官が乗って、それぞれの監督官が自国の漁船に対して

監督権を行使する、こういう形でございまして、ただいま先生の御指摘のとおり、今回、予備協議という性格でございまして、韓国と話し合っている中で、我が国としてはぜひこの二つを実現したい、暫定水域において十分効果的にこういうやり方で取り締まりをやりたいというところで、韓国側にも要請をし、協議を続けておりますが、御指摘のとおり、現時点では共同乗船に関しては韓国側は消極的、こういうことでございまして、なお引き続き実現に向けて努力をしていきたい、こういうふうな考えでおります。

〇谷本議員 共同乗船の件はぜひひとつ強力に交渉方をお願いいたします。

それから、念のために伺っておきたいのでありますが、日韓協定ででき上がる管理内容はたしか期間が三年間というふうに記憶をしております。これは、その実効性を見ながら必要によつては見直しというのを随時やっていく必要があるような気がするんです。その点いかがでしょうか。

〇政府委員(中須勇雄君) 今回の日韓漁業協定そのものは三年間固定、その後はどちらか一方の国が終了通告をした場合、六カ月後に効力を失う、こういう規定でございまして。

この協定の枠組みのもとで毎年の操業等に関しどうするかということについては、毎年、日韓漁業共同委員会を開催いたします。翌年どういような規制を実施していくかということと話し合うというのが基本的なやり方、こういうことでございます。そういった意味からは、一年目に実施した規制なり取り締まりの実施というのがどのよう効果か、どのような点が不足であったのか、またどういようふうな改善を図ればいいのかというのとは毎年の日韓漁業共同委員会の中で当然のことながら議論をされる、そういう部分がございまして。その点に際しては、私も十分レビュウをして、より内容が効果的なものになるように毎年努力を続けていく、韓国との話し合いの中で改善努力を続ける、そういう点があるかと思ひます。

それから、枠組みを決めている日韓漁業協定そのものに關しては固定期間が三年でございまして、その時点で三年間の成果がどういようか、どういようか、その上でこれから先どうするか、そういう議論が行い得るという状況になりますので、その辺は実施状況を十分見守りながら、また関係漁業者の意見等も聞きながら対応をしていきたいというふうに思ひます。

〇谷本議員 それから、これは暫定水域だけの問題じゃありませんで、全般にかかわることです。これは大臣にもちょっと聞いておいていただきたいのでありますけれども、水産庁が三十二、都道府県が九十八、そういよう話を伺ったことがありますが、これを聞いて私は背筋が寒くなるような思いがいたしました。これで果たしてやれるのかどうなのか。水産庁の皆さんに伺いますと、上空からもやっておりますという話も伺っていますけれども、あつちからも借りる、こつちからも借りるということも大事でしょう。しかし、やっぱり独自の監視体制をきちっとこの際整備をしていくことが大事になつてきているのではないかと。今度の予算でもその点若干の配慮が出ておるようでありまして、これからの推移を見ながら、その辺のところを特に重視してひとつ拡充に努めていただきたいと思うのだが、いかがでしょうか。

〇政府委員(中須勇雄君) 我が国の二百海里水域及び暫定水域における我が方の取り締まりの体制というものは、私も基本的には海上保安庁の巡視船艇と水産庁の監視船、これらが連携によつて行っていくということを基本的な考え方にしております。

〇国務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のようには、新しい体制のもとで資源管理、あるいは我が国の海洋水産部長と何回か協議をする上で、お互いに信頼関係を持たなければいけないというところでは合意しているわけでありますけれども、現時点におきましては違反あるいは大量の操業、さらには禁漁期直前にわつと来てわつとやるというふうな、あるいは漁網、漁具等の被害、こういうものが現に行われておるということに私自身強い抗議を申し上げ、向こうの担当大臣も違反等については我々も本心に恥ずかしいことなので厳正に対処したいと言っておりますけれども、これは現にスタートをしていこうということがなくならない限りは、我々はそれに向けて万全の対策をとつていき続けなければいけないと思ひます。

〇政府委員(中須勇雄君) 我が国の二百海里水域及び暫定水域における我が方の取り締まりの体制というものは、私も基本的には海上保安庁の巡視船艇と水産庁の監視船、これらが連携によつて行っていくということを基本的な考え方にしております。

〇国務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のようには、新しい体制のもとで資源管理、あるいは我が国の海洋水産部長と何回か協議をする上で、お互いに信頼関係を持たなければいけないというところでは合意しているわけでありますけれども、現時点におきましては違反あるいは大量の操業、さらには禁漁期直前にわつと来てわつとやるというふうな、あるいは漁網、漁具等の被害、こういうものが現に行われておるということに私自身強い抗議を申し上げ、向こうの担当大臣も違反等については我々も本心に恥ずかしいことなので厳正に対処したいと言っておりますけれども、これは現にスタートをしていこうということがなくならない限りは、我々はそれに向けて万全の対策をとつていき続けなければいけないと思ひます。

〇政府委員(中須勇雄君) 我が国の二百海里水域及び暫定水域における我が方の取り締まりの体制というものは、私も基本的には海上保安庁の巡視船艇と水産庁の監視船、これらが連携によつて行っていくということを基本的な考え方にしております。

〇国務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のようには、新しい体制のもとで資源管理、あるいは我が国の海洋水産部長と何回か協議をする上で、お互いに信頼関係を持たなければいけないというところでは合意しているわけでありますけれども、現時点におきましては違反あるいは大量の操業、さらには禁漁期直前にわつと来てわつとやるというふうな、あるいは漁網、漁具等の被害、こういうものが現に行われておるということに私自身強い抗議を申し上げ、向こうの担当大臣も違反等については我々も本心に恥ずかしいことなので厳正に対処したいと言っておりますけれども、これは現にスタートをしていこうということがなくならない限りは、我々はそれに向けて万全の対策をとつていき続けなければいけないと思ひます。

〇政府委員(中須勇雄君) 我が国の二百海里水域及び暫定水域における我が方の取り締まりの体制というものは、私も基本的には海上保安庁の巡視船艇と水産庁の監視船、これらが連携によつて行っていくということを基本的な考え方にしております。

〇国務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のようには、新しい体制のもとで資源管理、あるいは我が国の海洋水産部長と何回か協議をする上で、お互いに信頼関係を持たなければいけないというところでは合意しているわけでありますけれども、現時点におきましては違反あるいは大量の操業、さらには禁漁期直前にわつと来てわつとやるというふうな、あるいは漁網、漁具等の被害、こういうものが現に行われておるということに私自身強い抗議を申し上げ、向こうの担当大臣も違反等については我々も本心に恥ずかしいことなので厳正に対処したいと言っておりますけれども、これは現にスタートをしていこうということがなくならない限りは、我々はそれに向けて万全の対策をとつていき続けなければいけないと思ひます。

いは船名簿の交換、船名表示の明確化、あるいは日本から韓国違反漁船に関する証拠書類を提出して的確に処分をするようにせよとか、あるいは今お話のありました連携巡視、共同乗船等をきちんとやっていく。それをするために、今、先生御指摘の三十二隻プラス、今後水産庁においても何とか代替建造等で性能アップをしていく、あるいは警察権のある海上保安庁の取り締まりの強化、ヘリコプター搭載型を含めた二十六隻の造船計画等々を総合的にやることによって、信頼関係が実際に確立されるということ、ルールをきちんと守り、違反がなく、そして適切な資源管理ができるという我が国の主張に韓国がきちんと応ずるということをもって、先生を初め、きょう御質問されている先生方の御心配が払拭できると思いますので、それに向かって最大限の努力をしていきたいと思っております。

○谷本議員 質問通告いろいろありましたけれども、時間がありませんので省略しまして、最後に大臣に基本法づくりについて見解を伺いたいと存じます。

水産基本法をつくらうという話は古くからあるが、いまだに実現しておりません。

通常、食料自給率といいますが、普通の家庭の皆さんというのはやっぱり農産物なんです。どういふわけか水産物は入ってこない。ところが、最近、日本型食生活という米と野菜と海藻と魚だと、こう来るんですね。ですから、水産物というのは非常に重視されながら、一般の家庭の中でも、あるいは農政の分野でもどちらかというと忘れられる場合が少なくなかったという状況があります。

そんな状況の中で、世界全体として見てみても漁獲量が大幅に伸びるという期待はもう無理でしょう。そして、国内の方はどうかという悲観材料の方が多い。それだけに、二百海里体制ができ上がったこの機会にひとつ基本法づくりについて思い切った踏み込んでやっていただけないかというふうに考えるんだが、大臣、いかがでしょう。

うか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、日本は海に囲まれた水産国家でございますし、日本人の動物資源の四割は海からのたんばく資源ということでもございますから、そういう中で日本の漁業というのも大きく変化をきておるわけでありまして、そういう中で、つくり育てる漁業とか新しい要請もありませんし、今また先生のおっしゃっているように、経営体が非常に厳しいとか高齢化だとか新規参入者が少ないという問題、さらには御議論いただいております海洋法あるいは資源管理、また環境の問題もあると思います。そういう中で、新しい時代、そしてまた厳しい、しかし大事な水産業を守り、発展をさせていくために、昨年九月から水産基本政策検討会というところ、この基本法の制定も念頭に置きつつ今後のあるべき水産についての基本的な御議論をいただいておりますのであります。

そういう意味で、御検討を待って次のステップに行かなければいけないと思っておりますけれども、こういう水産をめぐる状況である以上、水産基本法の必要性というものは我々も十分認識しながらこの検討会での御議論を待ち、またこの場を含めた国会での御議論もいろいろと御参考になさせていただきたいと思いますので、次第でございます。

○石井一二君 石井でございます。

今、我々は日本の法案を審議いたしておりますが、もしこの法案が国会で否決されて通らなかつた場合、日韓新漁業協定というのは当然白紙に戻すことができると思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) まさに、否決されたらば、これから署名が終わって、そして一月二十三日までのできるだけ早い時期に批准、発効させたいと思っております。これはだめだということに法上の規定に基づいてこれはだめだということになれば、協定自体が韓国との間で効力が与えられないということになるわけでございますが、厳し

い交渉、そして厳しい協定内容ではございますけれども、最悪を避けるためにも、日本の漁業を守っていくためにもぜひこの協定を御承認いただきたい、そしてその上で細かいところ、今事務的にまだ詰めるべきところがありますけれども、我が国の漁業を守る、資源を守っていくという観点から、この協定、そして現在御審議いただいております国内法の審議をしていただきまして、そしてその中で日本の漁業を守っていくかと思っておりますので、何とぞひとつ御審議を尽くして、そして御承認をいただければというふうに伏して思う次第でございます。

○石井一二君 大臣の切なる願望を願いと受け取っております。

先般、私はある方を非常に激しくかりつけたわけでありまして。その理由は、なぜ国会を無視するんだと、政府をばかにしておるのかと言つて私は怒つたわけですが、彼らが言つたことは、漁運の関係者ですが、この交渉に当たつた日本チームはへつり腰の腰抜けと低能者の集まりだと、こう言つたわけなんです。それで、彼らの言うこともちよつと聞かねばいけないので、怒りつめた後、じや、具体的にどういふところがあなた方が言う言う原因なのかと言うと、次の十項目についての指摘があつたわけなんです。長々と答弁されると私言えませんが、まずその十項目を述べますので、後でコメントをもらいましょう。

一つは、現行協定、すなわち大陸棚北部の境界画定による境界画定線が引かれていたんだからそれを排他的経済水域に置きかえればよかったものを、二つも暫定水域を設置したということに対する不満と非難です。

第二番目は、大和堆の四〇％を韓国の主張のまま秩序なき暫定水域に組み込んだこと。これはけさ同様からも指摘がありました。これもない話だということ。それから三番目は、現行協定では存在しなかつた、結局、南の暫定水域を設けさせられたこと。しかも、その論議の過程で、沖ノ鳥島というものが、

韓国サイドは日本の領土ではないというような感じの発言をそのまま受けた格好の決め方になっておるのではないかと指摘であります。

それから四番目は、排他的経済水域に対する相互入会について、日本は韓国に認める漁獲割り当て量を示しておりますが、これは紙を出しただけで、韓国はそれを了承していないんです。了承しておるというのであれば、水産庁長官、後で、了承しております。もしそれが変わつてくれれば私の首にかけて守りますと言つてください。一方、韓国が日本に対してこれだけオーケーよという数字というものをいただいていない、そういうことであります。

それから、九九年以降のスケトウダラとかズワイガニは等量という、同じ数量という表現を使つていますが、幾らが等量かということを示していないということでもあります。

それから六番目が、現在二十万トン対十万トンということになっておりますが、実際、韓国はこちらサイドで二十万とつていて、等量だと。日本が向こうの漁場で二十万トンもとれないというんです。そうすると、おのずから十万トンに減つた場合、韓国が日本サイドで十万トンで辛抱させられるか、それはしないだろう。そういうことに対する懸念と不満、政府に対するそれだけの信用がない、そういうことの発言、指摘がございます。

それから、その次ですが、ズワイガニについては九九年及び翌年は既存実績の五〇％となつておりますが、既存実績とは何か。違法操業による漁獲量を入れていいのか。違法操業による漁獲量とはつきりしていないということなんです。

それから、さらにその次に、日韓漁業共同委員会に期待するなんて言つておりますが、これは二対二でしよう。アメリカさんでも呼んできて、審判長が置いていないかというところで平行線の論議になつた場合、今までの前例から見て、日本はするするする妥協をして韓国の言うとおりになる、そういうことは見え透いておるではないかという指摘であります。

それから、漁業の種類別の漁船の最高隻数とか操業方法。先ほどからトロールとか底刺し云々とか出ておりますが、最高隻数とか、こういうことがはっきりした数値に、条約後署名するというような中で、協定に署名するということな前提として示されていないことは片手落ちだと、こういう指摘もございいます。

最後に、旗国主義から沿岸国主義に変える予定じゃなかったのか、何だ、だらしない、そういうこともよろしい切らないのか、こういう指摘があるわけでありませう。

私が今申し上げた約十カ所の指摘に対して、いや、それはこうですよ、あなたは間違っていますよということがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

ただ、その前に大臣に伺っておきたいと思ひますが、我々一番頭が痛いのは韓国の違法操業だ。そこで、細川・金泳三会談というものが行われて、この問題に特に集中して話をした結果、九三年に千二百四十三件通報があった違法操業というものが、九四年には二百十三件になった、九五年には百三十八件に減ったという実績があるわけですから、トップ同士の話というのは通用するんだということで、大臣がイニシアチブをとって金大中・小渕会談というものをセッティングしていただきたい、そうすべきであろう、そのように思うわけでございます。

ちなみに、漁業だけ交渉しているからうまくいかない、日韓経済協力とこれを一緒にやってほしいんです、トップで。このデータを見てみますと、例えば我が国の対韓支援というものはIMF等の国際金融関係の融資で百億ドルという、我が方が一番大きな貸し手になっておられるというのが一つ。昨年の十二月には、日銀からのつなぎ融資として千六百五十億円韓国に行つておられる。ことしの一月三十日には、いわゆるLCのない貿易取引についても輸出保険を運用するということを認めてやつておられる。五月二十七日には、一千三百億円のステップローンというものを認めておられる。それ

から、十月八日には、三十億ドル相当の輸銀による対韓融資覚書に署名をしてやつておられる。こんなものやめたらいいんですよ。それでしよう。だから、フェアでグローバルなままとめた交渉をするだけの努力というものをやつていただいたら、私は、今回決めかけておられるこの中身というものが先方が遵守して、日本の漁場も守られ、漁民の皆さん方もよりハッピーではないかと。

けさ、そのダイヤモンドホテルで漁連の方々の大会があつて、私ものぞいてまいりましたが、非常に険悪な悲しいムードに包まれておりました。

以上、いろいろ申し上げましたが、私の持ち時間は四十六分までということで、今四十五分ですが、あとはあなたの時間です。ひとつよろしく御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) 今の石井先生の十の項目についてはそれぞれ長官から申し上げますが、率直に言つて心配、また事実関係としてそういう結論になったということもありますが、若干誤解の部分も数点あるような気がいたします。

例えば、第三国、紛争になったときに言いつ放しになるじゃないかという御指摘でございますが、これははつきり紛争になったときには第三国の判断を仰ぐというふうなことも協定上書いてありますし、またスケトウ、ズワイについても協定上はつきり書いてありますし……

○石井一二君 どう書いてあるんですか。
○国務大臣(中川昭一君) 協定上、スケトウについては一年間一万五千トン限りとか、ズワイガニについては……
○石井一二君 向こうはオーケーを言っていないというんです、私の指摘したのは、数字を出しただけでですよ。

○国務大臣(中川昭一君) いやいや、署名したんです。先週の二十八日に鹿児島で署名した協定の附属書の中に、そういうふうな一万五千トン一年限りとか、あるいは五〇％二年でおしまいとかいうことははつきり協定の附属書、協定と一緒にあ

ります大韓民国の国民及び漁船に対する漁獲割当量に関する日本側書簡ということ、一体のものとして両外務大臣が署名をしておりますので、これは合意事項として確認をされているというふうなところに御理解をいただきたいと思いますというわけでありませう。

また、等量のことについてもはつきりと約束をしておりますが、一々は今、水産庁長官から答えさせますけれども、確かに向こう側も、例えば破棄通告をした後にわつと向こう側が怒りましたけれども、いよいよこれじゃまずいということ、時期、自主出漁みたいなことをやめた時期もありませう、その後、協定が署名間近になるとまた大挙して出てくるとか、非常に変幻自在な部分があつて、我々も非常に困つておるところでございます。

そういうことで、全体会議あるいはトップ同士の会議をやるのがどうだという御提案であります。先週の二十八日、鹿児島で日韓閣僚懇談会というものがございまして、私と相手方とでバイで交渉もいたしました。全体会議の中で金鍾泌國務總理からも、日韓協定が間もなく署名されるけれども、お互いに秩序を持つてきちつとこの漁業協定が署名され、そして運用されることが大変望ましいことであるというふうなことも公式の場で言われておるところでございますから、私は、韓国政府については違反、資源管理についてはきちつとした対応をとってもらえるものという前提で細かいことを今協議しておるところでございます。

先生の御指摘は非常に効果的な御提案だと思ひます。そういう意味で承らせていただきたいと思ひますが、今の十の疑問については長官の方からひとつ説明をお願いしたいと思います。

○委員長(野間昭一君) 時間が経過をいたしておりますので、お尋ねの十項目は直接連絡をとつて御返事をしてください。

○阿曾田清君 阿曾田でございます。もうほば意見は出尽くしておる感じがいたします

が、重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。暫定水域がどうやって決まったのかという御質疑あつておりましたが、報道によりますれば、当初百三十四度以西、北緯三十八度以南、こういうような報道がされておつたように私は耳にしておるんですが、今までの協定からしますと百三十五度というところであつたのが、最終的には百三十五度三十分落ちついた。先ほどの説明によると、韓国側が百三十六度を主張し日本側が百三十五度、その真ん中をとつと、こういうような説明であつたわけでありませう。

私からすれば、日本側の報道として百三十四度というところが最初に頭にありまして、従来は百三十五度というところを決まつておつたのが、日本が百三十五度からスタートして韓国が百三十六度からスタートして真ん中をとつたということ、すけれども、本当ならば落ちつくところは百三十五度ではなかつたかなというふうに単純に思うわけでありませう。それは大和堆を中心としての漁場、いわゆる宝庫をどちらがつかむかということにかかつて、最終的に韓国側もその漁場に手を出すことができたという結論になったように思ひます。ええんですが、その点、本音としてはそこにあつたんじゃないか、奪い取り合いじゃなかつたかなというふうな思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) 二年半にわたる今回の新協定の議論の中で、特にことしの一月の終了通告以降の議論では、あくまでも韓国側は、先ほど長官から答弁いたしました、ずつと東はもうほとんど境界線というのはいないんだという前提から百三十六度、向こう側の言葉でいえばぎりぎりの線だということ、言つてきたと、日本側は一貫して百三十五度を一歩も譲ることができないんだということ、ぎりぎりまで交渉したわけでありませう。ぎりぎりというのは、九月二十四日の私と向こうの大臣等との会談でありませう。

それから、北限につきましては、三十八度というのが韓国の現時点における国境線であるわけでございますから、それがずつと東に延びていくわ

けでありますから、三十八度三十七分が北限であるということですが、韓国は自分のいわゆる漁業専管水域といましようか、二百海里を引いていきますとずっと先の方まで延びまして、しかも北の方は日本とソ連との中間線のラインがありまして、そこまでが自分たちの北限線だと言いつけてきたわけがあります。

これは交渉でございますから、新聞でどういう報道がなされたか途中経過について私はコメントを申し上げませんけれども、そういう韓国側の主張と我が国の主張とがぎりぎりまでぶつかり合いました、そして九月二十四日の深夜だったと思ひますけれども、先ほどお話がありましたように、外交の最高責任者であります小淵総理の御決断によつて百三十五度三十分、そして北限についてはしかるべく交渉を続けなさいというようなことがございました。

そのときに、ほかにもいろいろ決めたことがあるんですけれども、そこでおおむねの基本合意ができたがったということでございまして、お互いのぎりぎりの結果がそういう結果になったということでございます。

○阿曾田清君 大臣としては本音のことは言えなかつたんじゃないかと思ひますが、本音の部分は韓国もいわば漁場の宝庫である大和堆を手中におさめてくるかどうかというところにねらいがあつたと思ふんです。私は、それが漁業者の方々にとつては負けたという感じを持たれたと思ふんです。

ですから、私自身思ひますのは、この暫定水域の見直しは何年後にやる予定ですか。

○政府委員(中須勇雄君) 暫定水域の範囲はこの新しい日韓漁業協定の中で定められておりますので、見直しということになりますれば、この条約を改定するか、あるいは終了して新しいものをつくる、こういうことが必要になるわけでございます。したがひまして、それが実行可能な時期は、先ほど来申し上げておりますように、この協定は固定の有効期間三年間、その後は終了通告をして

六カ月後失効するというところでございまして、それから後というふうなことに相ならうかと思ひます。

○阿曾田清君 余計悪くならないようなことはもちろんであります、やっぱり漁業者の方々のそれは漁場を獲得する戦いであつたというふうに私は思ふんです。そういう意味で、今度の見直しのときには本場の、努力をいただいたと思ひますけれども、やはりもっと日本の漁業者の立場に立つての交渉を、今回は韓国の漁業者の立場に若干負けたんじゃないかなというふうな感じが持たれております。

まして、済州島南部のいわゆる暫定水域があれだけ大きく設けられた理由、ここはまさにいろんなサバやアジやイカやタイがたくさんといふところでありまして、韓国と日本との関係だけじゃなくて中国も当然入つてくるエリアになるかと思ふんですが、あの暫定水域があれだけ大きく設けられた理由を教えてください。

○説明員(安藤裕康君) お答え申し上げます。済州島南部にございまして暫定水域につきましては、北の日本海の暫定水域と同じように日韓両国の間で境界線に關して双方の主張が異なつておりました。具体的には、境界線を引くための基点のとり方について日本側と韓国側で相違があつたわけでございます。したがひまして、上の日本海側の暫定水域と同じような考え方、両方の主張に相違があるので、暫定水域を設定して上と同じような扱いをしましょうということ、日韓が合意したというのが経緯でございます。

○阿曾田清君 その件につきましても私は異論があるんですけれども、もう時間がありませんので、二つだけ要望させていただきます。

既存の日韓北部大陸棚協定に基づいて中間線が決められました。ところが私は漁場では非常に魅力のあるところであると思ひます。したがひまして、そこに両方から相当の出入りが行われるだろうと。そういう場合に、やはりトラブル等が生じないように万般のいわゆる管理体制をしいていた

だきたいということ、今回そのような協定が結ばれたことに對して漁業者の方々はまだ全然御存じでない、現場の方は。各組合長とかレベルの高い人は御存じかもしれませんが、私の友人に聞いたところ全く知らなかつたようでございます。まだ知らしめられていないというところがあります。から、やはりこういうのはちゃんと国会を通過した時点でもきちんと漁業者の方々に周知徹底をしていただきたい。かようにお願いをいたしまして、質問を終わります。

○委員長(野間勉君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(野間勉君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田洋子君から発言を求められておりますので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私は、ただいま可決されました排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

さて、排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議案を朗読いたします。

我が國漁業は、國民が健康的で豊かな食生活を実現する上で不可欠な魚介類等の供給産業として極めて重要な役割を担っている。

一方、世界の食料供給の安定を確保することが二十一世紀の大きな課題となつてくる状況の下で、食料供給における漁業の役割は、従来にも増して重要なものとなつてきている。

しかしながら、近年における我が國の漁業を取り巻く情勢は、資源状況の悪化、外国漁船の無秩序な操業、輸入水産物の増加による魚価の低迷、担い手の高齢化や後継者の不足等極めて厳しい状況に直面している。

このような状況の下で我が國は、国連海洋法条約に基づく新たな漁業秩序の下で、漁業資源の適切な管理と有効利用に積極的に取り組む、持続可能な漁業の構築を図ることとしている。

政府は、このような背景と現行日韓漁業協定の下の生起している諸問題を踏まえ、新日韓漁業協定とこれに基づく関係国内法の施行に当たつては、水産資源の保護管理と漁業秩序の確立を求める我が國漁業者の切実な要請にこたえるため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、現行日韓漁業協定の運用経過にかんがみ、暫定水域における水産資源の管理に徹底を期するとともに、無秩序な操業が行われることのないよう、操業隻数、漁法の規制を設ける等、実効ある取締りの実現に向け韓国との協議に努めること。

二、我が國の排他的經濟水域においては、国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下で、外国漁船に対する徹底した取締りを行うこと。特に、日本海から東シナ海に至る海域の漁業秩序を確保するため、水産庁取締船・海上保安庁巡視船の配備を充実する等により、迅速かつ的確な対応が可能となるよう努めること。

三、我が國の排他的經濟水域内における韓国への漁獲割当数量については、それが厳に遵守されるよう適切な管理を行うこと。また、資源保護等の観点から問題の多い漁法を禁止ないし規制するとともに、我が國が設けている

禁漁期間等が遵守される操業条件の確保に努めること。

四、「日韓漁業共同委員会」は、新日韓漁業協定に基づき、操業に関する具体的な条件、操業の秩序維持等に関する重要な事項を協議し、その結果を両締約国に勧告するという重要な役割を担っていることを踏まえ、専門家で構成される下部機構を速やかに整備する等、委員会がその機能を十分に発揮できるよう努めること。

五、新日韓漁業協定の発効に伴い、我が国漁業者の操業や資源・漁場への影響が生ずるおそれがあることにかんがみ、新協定下における我が国漁業の振興を図るため、積極的な施策を講ずること。

六、豊かな水産資源を次世代に引き継ぐことは日韓両国の責任であることを深く認識し、水産資源の積極的な培養による早急な資源回復を図るための事業を緊急に実施すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間超君) ただいま和田洋子君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間超君) 全会一致と認めます。よって、和田洋子君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいまは御可決いただき、ありがとうございます。

御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をしてみたいと存じます。

○委員長(野間超君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(野間超君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野間超君) 次に、農林水産に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。岩永浩美君。

○岩永浩美君 委員派遣の御報告を申し上げます。

去る十月二十六日から二十八日までの三日間にわたり、愛媛、香川両県におきまして、農林水産業の実情を調査してまいりました。派遣委員は、野間委員長、和田理事、森下委員、木庭委員、大沢委員、谷本委員、阿曾田委員と私、岩永の八名でございました。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、愛媛県についてであります。

本県の農業は、果樹、畜産、米を基幹に多彩な生産活動が展開されており、その粗生産額は、中国・四国地域で首位の座を占めるなど、我が国有数の食料供給基地となっております。特にかんきつ類は、生産規模、品質ともに全国一を誇っています。しかし、かんきつ類は、商品性の強い作物のため年次変動の影響を受けやすく、農業粗生産額の変動幅が他県に比べて大きいという特徴を持っています。

また、本県の農業は、県土の七割を中山間地域が占め、担い手の減少、急激な高齢化の進行等の深刻な問題を抱えており、このような状況を踏まえて、長期的展望に立った農業ビジョンの策定が進められているところであります。

林業につきましては、極めて急峻な自然条件にもかかわらず、戦後の拡大造林により人工林の割合が六二％を超え、全国でも有数の林業県となっております。

本県では、平成元年度に新総合林政計画を策定し、緑づくり、山づくり、人づくりなどを基本理念に据えた各種の施策が推進されてまいりました。が、森林・林業を取り巻く環境の変化に対応した施策の見直しが行われているところであります。水産業につきましては、恵まれた漁場とその特性を生かした漁業が展開されており、その生産額は、全国第三位の地位を占めております。しかし、全国生産額の約一六％を占める養殖業において、近年、経営環境の悪化が見られる一方、平成八年、九年と二年連続してアコヤガイの大量への死事故が発生しており、早急な対策の樹立が求められているところであります。

続いて、視察先の概要を申し上げます。

最初に、松山市におきまして、県農えひめジュース工場を視察いたしました。本県は全国有数のかんきつ類生産県であります。その加工部門で大きな役割を担っているのが県農えひめ松山工場であります。POMブランドは我が国有数のメジャーなブランドであります。厳しい競争に勝ち抜くため、主力商品のジュースに加えて、若年層の女性等をターゲットにアルコール入り飲料の製造も開始しております。また、この工場では、さきの第百四十二回国会で成立いたしましたいわゆるHACCP法に基づく諸条件をクリアするため、製造施設の大々的な改修が進行中であり、食品の安全性の向上を図るため積極的な取り組みが行われています。

次に、今治市におきまして、西瀬戸自動車道架橋現場を視察いたしました。西瀬戸自動車道は、大小九つの島々を経由して広島県の尾道市と今治市を結ぶ総延長約六十キロメートルの夢のかけ橋であります。中でも、来島海峡大橋は、世界初の三連吊橋として注目されており、交通・輸送条件の改善、関連地域の産業の活性化、また島嶼部地域の生活環境の向上にも寄与するものとして、来年五月一日の開通が期待されております。

次に、玉川町におきまして、森林整備状況を視察いたしました。この地域は、今治市・玉川町及

び朝倉村共有山組合が管理しており、公益的機能を重視した長伐期方式による林業経営を目的として、治山治水や利水機能を回復、増進させるとともに、住民参加による森林整備の推進と森林機能の維持増進を図るための事業を行っております。同組合は、皆伐が一般的であった時代の先駆的な試みとして復旧林化に取り組み、平成二年に朝日森林文化賞を受賞しております。また、平成七年には、「水源の森百選」の一つに選ばれた地域でもあります。

なお、共有山組合の現在までの森林整備率は二〇％であります。公益的な機能を一層高めるため、これを五〇％に引き上げるべく、平成三年度に引き続き、水源地域森林総合整備事業を採択願いたい旨の強い意向が示されたところであります。

次は、香川県についてであります。

本県の農業は、全国の耕地面積に占める割合が〇・七％、一戸当たり耕地面積が〇・七ヘクタールというように経営規模の零細性は否めませんが、温暖小雨という恵まれた気候条件と地理的優位性を生かし、土地生産性の高い農業が展開されているのが特徴であります。

また、本県は、ハウスミカン栽培の発祥地として知られるように、農業者の創意と工夫を生かした経営が行われており、金時ニンジン、マーガレット、松盆栽、オリーブ等については全国第一位、ニンニクは全国第二位、レタスは全国第三位の地位を占めており、京浜、京阪神などの大消費地においても高い評価を得ているのであります。

このような香川県農業も、担い手の減少と高齢化が進んでおり、農業基盤の整備につきましては、昭和五十年に香川用水の通水開始に伴い歴史的な課題でありました潜在的な水不足は解消されたものの、近年の厳しい農業情勢のもとで圃場整備の立ちおくれが目立ってきており、老朽ため池の整備も大きな課題となっているのであります。

林業につきましては、森林面積が県土面積の約

四八%を占めるものの、国全体の森林面積の約〇・三%にすぎず、木材生産機能よりも、むしろ水資源の涵養、果土の保全、レクリエーションの場の提供など公益的機能を通じて重要な役割を担っており。

また、水産業につきましては、海面漁業・養殖業を中心に、水産物の安定供給はもとより、海域環境の保全、海洋性レクリエーションの場の提供など、地域社会において中心的な役割を果たしております。中でも、ハマチの養殖につきましましては昭和の初期に全国に先駆けて開始され、現在では県魚に指定されております。なお、本県では、県産水産物のイメージアップとブランド化を図るとともに、新しい流通システムの構築などによって「つくり育てて売る漁業」が推進されており、新マリノベーション構想の推進による「自立と創造」による香川型漁業の確立に向けて施策が推進されているところであり。

続いて、視察先の概要を申し上げます。最初に、大川町におきまして、県営圃場整備事業の推進状況を視察いたしました。この地区では、圃場整備の実施とあわせて複雑な水利慣行を四つの用水系統に統合する一方、香川用水からの補給水を最大限に活用するため、用水路のパイプライン化により水管理上の損失量を最小限にとどめるとともに、水管理の省力節減を図る事業が実施されております。

さらに、地区内の排水を最下流部に調整池を設けて取水し、上流のため池までポンプ揚水することにより用水の有効利用を図ることとされております。これは、今後全国各地で工業用水や生活用水需要が高まる中で水資源を有効に活用する先駆的な事例として注目されるところであります。

次に、大内町におきましては、全国五位の生産を誇るパセリ産地を視察いたしました。大内町のパセリ生産は、昭和四十一年からの採種栽培を契機として始まり、その後西南暖地での栽培を可能とする独自の栽培技術確立し、昭和五十六年以降周年生産・販売体制の確立を図るため、夏どり

栽培に取り組んでいるということでありました。また、採種技術を生かして地域独自の品種「おち」を開発し、京浜市場などの大消費地にも出荷され、高い評価を得ております。近年は、出荷規格外の有効利用と付加価値化を図るため、パセリうどんやパセリジュースなどの製品を開発し、地元産直施設などで販売を行っています。

最後に、引田町において、引田漁港の整備事業とハマチを中心とした魚類養殖の現状を視察いたしました。引田漁港は、現在、東讃地域新マリノベーション地域基本計画に基づいて海と漁業に親しむことのできる施設づくりが進められております。また、都市住民、地域住民と漁業者の交流を促進することによって地区の活性化を図るため、引田漁港ふれあい整備が進められており、平成六年度より係留施設、機能施設等の整備が順次進められているところであります。

引田町における魚類養殖の歴史は古く、昭和三年に世界で初めてハマチ養殖に成功したことに始まり、以後、昭和四十年代に入り、高度経済成長を背景に中高級魚に対する需要の増大もあって急速に拡大いたしました。現在では、ブリ類及びマダイの養殖が中心であり、ブリ類の生産量は県下の二四%、マダイの生産量は県下の三八%を占めております。一方、養殖漁業の経営体数は近年減少傾向にありますが、コンピュータ管理による給餌の合理化、赤潮被害を防止するための生けす構造の改善などによって必死の生き残り戦略を展開しているのが現状であります。

以上が愛媛、香川両県における調査の概要であります。両県及び農林水産関係団体からいただいた御要請につきましては、限られた時間の中で御紹介できませんよう委員長の御取り計らいをお願い申し上げます。

最後に、今回の調査に当たりましてお世話になりました方々に厚く御礼を申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○委員長(野間勉君) 以上で派遣委員の報告は終

了いたしました。

なお、ただいまの報告の中で要請のありました現地の要望につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

〔参照〕

愛媛、香川両県の農林水産業における要望

〔愛媛県〕

愛媛県の農林水産行政の推進につきましては、平素から格別の御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国会におかれましては、内外の厳しい情勢に対応しつつ、我が国農林水産業の振興対策に多大の御尽力をいただいているところでありますが、本県におきましても、農林水産業を重要な基幹産業と位置付け、その育成振興に全力をあげて取り組んでいるところであります。

ここに取上げました施策は、本県農林水産業の振興のため、是非とも実現しなければならぬ重要施策であります。

つきましては、これら施策の推進に格別の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成十年十月二十六日

愛媛県知事 伊賀 貞雪

一、食料・農業・農村基本問題調査会の答申を踏まえた実効的な施策の実施について

ウルグアイ・ラウンド農業合意に象徴される国際化の進展に伴い、農産物の輸入が増大しております。我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低の水準にあります。また、景気の落ち込みも加わって農産物価格は低迷しており、今後、農業経営は一層厳しくなると思われます。

しかし、農業は地域経済を支える基幹産業であり、また、国土・環境保全上も重要な役割を担っていることから、農家の経営安定を図るとともに、食料供給力を向上させ、農業・農村の活性化

を進めていくことが重要な課題となっております。

特に、本県は中山間地域が多く、地形が急峻で、耕地面積も狭いため、規模拡大等による生産性の向上が困難であり、農家の経営は益々厳しい状況に向かうものと懸念しております。

こうした中、国におかれましては「食料・農業・農村基本問題調査会」を設置し、新たな基本法の制定を含む農政全般の改革について検討を重ねられ、先般、その検討結果が内閣総理大臣に答申されたところであります。

つきましては、「食料・農業・農村基本問題調査会」の答申を踏まえ、食料自給率の向上と農業・農村の活性化に向けた実効性のある具体的な施策を早急に講じられるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

二、中山間地域振興対策の充実・強化について

愛媛県の大部分を占める中山間地域は、本県の農林業生産に大きな地位を占めるとともに、水資源の涵養、災害防止、農山村景観の維持等、国土の保全を図るうえからも極めて重要な役割を担っておりますが、依然として過疎化・高齢化が進行し、地域の基幹産業である農林業の担い手の流出等によって地域の活力が低下するなど、深刻な状況に直面しております。

こうした中、国におかれましては、農林業の生産条件が不利な農山村における事業活動の活性化を図り、地域の特性に即した農林業等の振興を目的として、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」を平成五年九月に施行し、具体的な中山間地域の活性化対策を講じられているところであります。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施など急激な国際化の進展は、中山間地域の農林業に大きな影響を及ぼし、農業経営意欲の減退や担い手の減少等により過疎化・高齢化に拍車をかけることが予想され、ひいては農山村地域社会の崩壊や森林・農地等の一層の荒廃が懸念されております。

つきましては、このような中山間地域のおかれた厳しい実態を考慮し、地域農業を維持発展させていくための生産対策の充実・強化と農業基盤整備及び農村定住環境整備の一層の推進について格別の御配慮をお願いいたします。

三、道前道後平野地区国営土地改良事業の促進について

昭和四十二年に、画期的な国営土地改良事業として完成した道前道後平野の農業振興と地域社会の発展に大きな役割を果たしております。

しかしながら、事業完了後三十年余を経過しているため、一部の水利施設が老朽化し、通水の安全性が低下するとともに、水管理施設も旧式化し、適正な配水が困難となっております。また、一方では、冬期かんがい用水の確保、受益地の拡大など新しい水需要への対応が強く要望されているところであります。

つきましては、旧水利施設の改修や管理施設の近代化等を行う一期地区と新規水源施設である佐古ダム(重信町)、志河川ダム(丹原町)の建設工事を行う二期地区の事業促進について格別の御配慮をお願いいたします。

四、浦山ダム関連事業の促進について

土居町浦山地区は、水稻を基幹に地域特性を活かして、さといもや山の芋などの生産が盛んな地域であります。当地域は瀬戸内の寡雨地帯にあり、かんがい用水は既存河川からの取水や天水に依存しているのみで、慢性的な水不足に悩まされておられ、今後、農業生産性の向上と農家経営の体質強化を図るためには、安定的なかんがい用水の確保が緊急の課題であります。

また、浦山川下流域の小富士・長津地区は、生活様式の多様化等に伴い、水需要は年々増加しておりますが、既設の水道施設は老朽化が著しく、新たな水源の確保と簡易水道の統合化が急務となっております。

現在、浦山ダムを水源とする浦山地区県管かんがい排水事業が平成九年度に、また、小富士・長

津地区統合簡易水道事業が平成十年度に採択され、共同事業として、実施設計など諸準備を進めているところであります。

つきましては、かんがい用水及び生活用水を早急に確保するため、浦山ダムの十一年度着工及び関連事業の計画的な推進について格別の御配慮をお願いいたします。

五、四国西南山地大規模林業開発事業の促進について

四国西南山地大規模林業開発事業は、新しい視点に立った交通ネットワークの形成、森林資源の培養と活用、森林関連産業の育成、森林レクリエーション基地の建設等、多様性に富んだ地域開発構想の下に、その推進が図られているところであります。

愛媛県においては、本事業の一環として、平成八年十月に大規模林道東津野・城川線が全線開通し、現在、小田・池川線、広見・篠山線及び日吉・松野線の工事が進められているところであります。

しかしながら、この圏域は、広大な森林を擁しているにもかかわらず、道路網整備の立ち遅れから林業生産活動が停滞し、地域住民から、幹線道としての大規模林道の早期完成を強く要望されているところであります。

つきましては、平成十一年度における広見・篠山線松野・鬼が城区間の新規着工をはじめ本事業の一層の促進について格別の御配慮をお願いいたします。

六、真珠養殖業の振興対策の推進について

愛媛県は、恵まれた漁場環境の下、真珠及び真珠母貝養殖業が発達しており、現在では全国有数の生産量を誇るまでに成長し、地域の経済を支える重要な産業となっております。

しかしながら、近年、アコヤ貝の弱体化に伴うへい死率の増大や真珠品質の低下に加え、平成八年夏頃から本県をはじめ全国各地で発生したアコヤ貝の大量へい死のため、漁家経営は大変厳しい状況になっております。

つきましては、真珠養殖業の持続的な発展が図られるよう、アコヤ貝のへい死原因である病原体の早急な特定をはじめ、高品質アコヤ貝育成促進事業及び真珠養殖業の高度化推進対策事業等真珠養殖業の振興対策の推進について格別の御配慮をお願いいたします。

七、沿岸漁場整備開発事業の推進について

愛媛県では、「つくり育てる漁業」の推進を基本に、水産資源の確保増殖を図るため、魚礁漁場や養殖漁場等生産性の高い漁場づくりに努めているところでありますが、さらに、本県漁業の安定的な発展を図るためには、生産の基盤である沿岸漁場の高度利用が強く要請されております。

つきましては、人工礁漁場造成事業(八幡浜・西宇和地区、伊予灘西部地区)及び養殖場造成事業(宇和島地区)等沿岸漁場整備開発事業の推進について格別の御配慮をお願いいたします。

【愛媛県農業協同組合中央会】
【JA愛媛農政対策協議会】

平成十年十月二十六日

陳情書

新たな基本法・農畜産物貿易ルールの制定・確立等に関する陳情について

愛媛県農業協同組合中央会会長 寺井 信隆
JA愛媛農政対策協議会会長 寺井 信隆

食料・農業・農村基本問題調査会は、わが国の食料・農業・農村に関する基本的政策のあり方について答申を行いました。答申は、国内農業生産を基本に、食料の安定的な供給の確保、農業・農村の有する多面的な機能の十分な発揮等を政策の目標と位置づけ、それに基づく政策の方向が示されております。

具体的な農政改革では、農畜産物価格政策への市場原理導入等が農家には痛みを伴う一層の生産性向上を求めています。しかし、こうした改革の影響を緩和するため所得確保対策を講じるとしてはいるものの、その具体策が明記されないなど課題となっており、この他、食料自給率の目標明示、株式会社等の農地取得問題および中山間地域等

の直接支払等については、今後の具体化の中で生産現場の実態や関係者の意向が十分尊重された政策が確立されることが重要であります。

一方、次期WTO農業交渉においては、国内資源の有効かつ適切な利用により国内農業の持続的発展を可能とする「新たな農畜産物貿易ルール」の確立が必要であるとともに、国内的には、農村地域の景気回復に向けた「景気対策臨時緊急特別枠」の確保等、農業関係予算の十分な確保が、現在、緊急の課題となっております。

かかる状況を踏まえ、「新たな基本法」の制定と新たな農畜産物貿易ルールの確立ならびに、農業振興および農村の活性化対策等については、下記事項の実現に対し特段のご配慮を賜りますよう陳情申し上げます。

記

一、「新たな基本法」の制定について

(1)「新たな基本法」の制定と具体的な政策の推進

「新たな基本法」の制定および具体的な政策推進を図っていくにあたっては、必要な財源措置の確保を図るとともに、地域の実態や農業者の意向等を十分に反映した政策プログラムを策定し、着実な政策展開を行っていくこと。

(2)課題別具体的政策の確立

①食料自給率の目標明示

食料自給率の向上目標、および、主要農畜産物の品目別生産目標を明示すること。

また、目標設定が国内農業の体質強化に結びつき、かつ、目標達成に向けた具体的施策を行政の責任で示すこと。

②所得確保・経営安定対策の確立

市場原理の導入に際しては、これまでの品目政策の経緯や生産現場の実態を十分踏まえ、品目別の生産費を考慮し所得を確保した、経営安定対策を構築すること。また、その際は、農家の経営努力に配慮した対策とすること。

③ 中山間地域等における直接支払の実施等
支援策の充実
中山間地域等の、農業生産活動等に対し
て直接支払を導入すること。なお、導入の
際の対象地域・対象者・対象行為等につ
ては、地域の実態等を踏まえたものとする
こと。

④ 株式会社等の農地取得

株式会社等の農地取得は、農地の投機的な
取得・家族農業経営との調和や地域農業へ
の適合等の不安や懸念があり、これらすべ
てを払拭するための実効ある措置が整備さ
れるまでは、認めないこと。

⑤ 多様な担い手の確保・育成

担い手を中心とした営農集団の取り組
み、および、農地保有合理化法人・振興公
社・JA等出資の農業生産法人等による担
い手確保・育成活動を支援すること。

二、農畜産物貿易ルールの確立について
次期WTO農業交渉にあたっては、国内資源
の有効かつ適切な利用により国内農業の持続的
発展を可能とする「新たな農畜産物貿易ルール」
を確立すること。

三、農業振興および農村の活性化対策等について

(1) 農村地域の景気回復に向けた「景気対策臨
時緊急特別枠」の確保

今回新たに設定された総額四兆円の景気対
策臨時緊急特別枠については、農村地域の景
気回復をめざし、即効性があり、かつ、農業
経営に直接効果のある農業関係公共投資や、
農業経営の支援対策等効果ある予算措置の確
保を図ること。

(2) 果樹の計画生産・出荷を通じた価格安定対
策等の確立

① 果樹の計画生産・出荷を通じた価格の安
定に資するため、果樹生産出荷安定対策の
充実・強化を図ること。

② 高性能選果機の導入等、流通施設・設備
の合理化・高度化対策の充実を図ること。

(3) 平成十一年度の緊急生産調整対策の実施
平成十一年度の生産調整については、生産
調整の目標達成に向けてその実行確保を図る
措置を徹底するとともに、引き続き行政・団
体が一体となった取り組みを強化すること。

また、平成十一年度の生産調整については、
各都道府県とも厳しい環境の中で取り組み、
全国的にはほぼ達成したが未達府県も認めら
れた。こうした中で平成十一年度対策を実施
した場合、生産調整の実効性に影響がある。
については、達成率のメリットを十分確保する
こと。

(4) 麦の民間流通に伴う麦種別経営安定対策等
の実施

「新たな麦政策大綱」に即して、麦の早生・
多収品種の開発、品質向上安定対策等、民間
流通への円滑な移行に資する対策を講じると
ともに、国内麦については引き続き政府が責
任を持つ結びつきの斡旋を行うこと。

また、同大綱が示した経営安定のための新
たな措置については、麦種別に対応するこ
と。

(5) 農業用廃プラスチック処理・ふん尿処理対
策の実施

① 農業用廃プラスチックへのマニフェスト
制度導入に伴う、農家の処理対応については
は、行政がその適正処理方針を具体的に提
示し、それらが適正に対応されるよう処理
の円滑化に対する助成・負担軽減対策を図
ること。

また、再生処理施設に対する助成の充実
と、焼却施設への助成を行うこと。

② 地域・畜産の特性を踏まえた適切なふん
尿処理対策を強化するとともに、生産現場
の要望に応える予算枠の確保を図ること。

③ 卸売市場の新たな展開と活性化対策
卸売業者の経営基盤強化を目的とした合併
については、適正な配置を踏まえつつ推進す
ること。

【愛媛県森林組合連合会】

陳情書

愛媛県森林組合連合会

近年の森林・林業を取り巻く情勢は、外材輸入
量が増大するなか、木材価格の低迷、林業経営諸
経費の増大さらには林業従事者の減少・高齢化な
どにより林業生産活動は停滞を余儀なくされてお
ります。

このため、特に本県では、戦後積極的に造成し
てきた人工林の間伐もままならず、また森林の再
生産に要する経費を捻出することも困難となつて
おります。

このような状況のもとで、地域林業の担い手で
ある森林組合系統は、来るべき国産材時代を展望
し、森林・林業に対する国民の要請に応えるべく
一丸となつて林業の活性化に取り組んでいるとこ
ろであります。森林組合並びに林家の経営はか
つてない大変厳しい局面に立たされております。

つきましては、このような状況を御察察頂き、
財政事情の誠に厳しい折とは存じますが、下記事
項の実現につきましまして格別の御配慮を賜りますよ
うお願い申し上げます。

記

一、間伐に対する補助率の引上げ

二、間伐材搬出等の流通経費に対する助成制度の
創設

三、公共事業等における国産材の利用促進

四、森林組合の育成強化対策並びに林業担い手の
育成確保対策の拡充

平成十年十月二十六日

愛媛県森林組合連合会

代表理事 会長 越智 伊平

【愛媛県漁業協同組合連合会】

陳情書

愛媛県漁業協同組合連合会

漁業の振興対策について

ご案内のとおり、本県の漁業をめぐる情勢は、
依然として厳しい環境下に置かれております。

つきましては、漁業振興のための諸対策につい

て格段のご高配を賜りますようお願い致します。
一、真珠・真珠母貝養殖業経営の安定対策につ
いて

真珠・真珠母貝養殖業は本県漁業の基幹であ
り、地域経済を支える重要な産業であります。
しかしながら、一昨年からアコヤ貝の大量斃
死は、主要な生産地である宇和海の全域に斃死が
拡大するなどその被害は極めて甚大かつ広範囲に
わたっております。

このため、倒産・廃業に追い込まれる漁家も少
なくなく、また斃死原因が特定されていないこと
に加え、未だ根本的対策が見えない状況下にあ
り、養殖漁家の経営の維持に対する不安が深刻化
する等、真珠・真珠母貝養殖業は崩壊の危機に直
面しております。

このような中で、漁協系統組織においても養殖
漁場の条件に適合した優良アコヤ貝の確保を図る
ため、生産現場で人工採苗の研究・開発を行って
いるところでもあります。

については、斃死原因の早期解明並びに優良な母
貝づくり、金融支援等、真珠及び真珠母貝養殖業
の経営の安定が図られるよう特段のご配慮をお願
いいたします。

二、養殖業の総合振興対策の推進について

本県の養殖業は漁業生産額の六〇パーセントを
占め、本県の基幹的産業として地域経済に大きく
寄与しております。

しかしながら、近年は生産者価格の低迷が深刻
な状況となるとともにマイワシ資源の減少による
養殖用餌料価格の高騰、さらには長年の漁場行使
による漁場生産力の低下など養殖業の将来が懸念
される状況にあります。

このため、各養殖業ごとに地域推進協議会等を
設置し、養殖漁家の経営安定に向けて、生産から
流通にいたる総合的な対策を推し進めていること
であります。

については、養殖業の持続的発展が図られるよ
う、経営体の競争力の強化、養殖漁場環境の適正
管理、安価で高品質な配合飼料の開発、輸入種苗

の防疫等の養殖業振興対策の推進について、格段のご配慮をお願いいたします。

三、沿岸漁業の構造改善並びに漁船漁業振興対策の推進について

本県の漁業は、外洋性の宇和海と内海性の瀬戸内海・瀬戸内海の海域特性を背景に多様な生産が行われ、水産物を安定的に供給する重要な役割を果たしております。

しかしながら、沿岸漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化、更には労働・生活環境の整備の遅れ等多くの問題を抱えております。

ついては、二十一世紀に向けて、本県沿岸漁業の安定的発展と生産の増大を図るため、漁業生産基盤の整備をはじめとする沿岸漁業の構造改善を進めるとともに、つくり育てる漁業、漁場造成等漁船漁業の振興対策、輸入水産物の秩序化等について、特段のご配慮をお願いいたします。

平成十年十月二十六日

愛媛県漁業協同組合連合会

代表理事会長 佐々木 護

【今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合】

陳情書

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合

「水源地域森林総合整備事業」の継続採択について

参議院 農林水産委員会の皆様には、日頃から森林・林業行政に格段のご尽力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

また、本日はわざわざ遠路、当今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合へおいでいただき、感謝致しております。

今治地方の地質は、花崗岩の深層風化されたもので、土壌は真砂土と呼ばれる非常に脆弱な性質を有し、加えて地形が急峻で、古くから洪水による尊い人命の犠牲や、田畑・家屋の流失等甚大な被害を被つて来しました。

当組合では、先人達の意志を受け継ぎ、これ等の被害を可能な限り少なくしようと、地元関係者

と一体となつて努力しているところでございます。

平成三年より、国のご助力を頂き「水源地域森林総合整備事業」の導入により崩壊地を復旧し、複層林の造成や森林整備により、保水機能の高い森林の造成に努めておりますが、現在までの整備率は約二〇％で、目標到達までには未だ程遠いものがあります。

本事業は、平成十二年度に終了することとなっておりますが、それ以降に於きましても、引き続き第二期工事として「水源地域森林総合整備事業」の採択について、特段のご尽力を賜りますようお願い致します。

平成十年十月二十七日

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合

組合長 青井 玄

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合

議長 長島 清志

【香川県】

要望書

香川県

平素県政の推進につきまして、格別の御支援を賜り深く感謝申し上げます。

本県におきましては、国の諸施策に即応しながら、農林水産施策の推進に鋭意努力しているところであります。

行財政運営につきましては、国、地方ともに厳しい状況ではありますが、本県の重要な課題となっている次の事項につきまして、格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成十年十月

香川県知事 真鍋 武紀

香川県議会議長 岡田 好平

一、新たな国際環境に対応した農業・農村対策の推進について
本県におきましては、地域の特性を生かして、米を基幹に果樹、野菜、畜産等を組み合わせた香川型農業の早期確立に鋭意取り組んでいるところであります。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施など急激な国際化の進展などにより、本県農業・農村は厳しい環境下にあります。

こうしたなか、国におかれましては、「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、関連対策を推進されているところでありますが、本年九月に、「食料・農業・農村基本問題調査会」の答申が提出され、これを踏まえ諸制度の抜本的な見直しを含む具体的な政策全般にわたる改革が行われようとしております。このため、地域の条件を生かした農業者の創意工夫や主体的取り組みを一層支援し、二十一世紀に向けた農業構造の早期実現を図り、魅力ある産業としての農業の確立と活力ある農村社会を構築する観点から、関連対策の計画的かつ着実な実施とともに次の事項について格別の御配慮をお願いいたします。

記

一 二十一世紀を展望した食料・農業・農村政策の展開について

二十一世紀を展望した食料・農業・農村政策を確立するため、速やかに、新たな農業基本法の制定に取り組むとともに、地域の実情を踏まえ、その具体化に必要な政策について検討すること。

二 力強い農業構造・農業経営の実現について

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づく経営基盤強化促進のための諸事業の積極的な推進とともに、認定農業者に対する支援の充実を図ること。

(2) 効率的な地域農業を展開するため、認定農業者など中核的な農家と小規模な農家等が役割分担のもとに地域全体として農業生産力を維持・強化していく施策を推進すること。

(3) 生産性の高い農業を展開するため、地域の実情に即した農業生産基盤等の整備推進を図ること。

三 米麦の生産・供給安定対策について

(1) 国民の主食であり、農業の基幹作物である

米については、「新たな米政策大綱」に即した各般の施策を総合的かつ的確に推進するとともに、積極的な需要拡大対策を講じることにより、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の目的とする需給及び価格の安定を図ること。

(2) 将来にわたって稲作農家が生産意欲を損なわず、安心して営農に取り組んでいけるよう稲作経営の安定を図るための措置を講じるとともに、生産基盤の整備などの条件整備により、水田農業の体質強化を図ること。

(3) 麦は、米と並ぶ重要な土地利用型作物であり、生産性の高い水田農業の確立を図る上で不可欠であるので、生産者の経営安定等を図るための生産・流通対策を講じること。

四 園芸作物・畜産物等の生産振興対策について

(1) 立地条件に適した園地改良等の基盤整備、優良品種への改植や高接ぎ更新、野菜栽培の省力化、優良家畜の増殖、省力機械の導入及び流通加工施設の近代化など総合的な生産・流通対策を拡充強化すること。

(2) 価格が大幅に下落した場合に、農業者の経営が大きな打撃を受けることのないよう、生産・流通事情等に応じ、農業経営の安定を図るための措置を充実するとともに資金制度を一層充実すること。

(3) 国内の需要拡大対策の充実と輸出の促進に努めること。

五 農村地域対策について

農業・農村の活性化を図るため、営農条件の改善、環境保全に配慮した農業の推進、さらには定住条件の整備、都市と農村の交流促進など総合的な施策を推進すること。

特に、生産条件の不利な中山間地域については、就業機会の確保のほか、地域の実情に即した整備が展開できるよう事業制度の充実を図るとともに、総合的な活性化対策を講じること。

二、ほ場整備事業について

本県におけるほ場整備は、全国平均に比べて遅

れている現状にあります。

このため、農業生産性の向上、緊急生産調整推進対策の促進はもとより、農村環境の改善を図るなど地域の活性化に向け、地域の実情に即したほ場整備事業を強力に推進しております。

つきましては、この事業の予算措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

三、ため池等整備事業について

本県は全国屈指のため池県ですが、その大半は老朽化が進み、農業用水の確保はもとより、防災の見地からも早急な整備が強く望まれております。

このため、本県においては、平成十年度を初年度とする「老朽ため池整備促進第七次五年計画」に基づき、老朽ため池の整備を積極的に推進しております。

つきましては、この事業の予算措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

四、農道整備事業について

本県農業は、瀬戸大橋、高松空港の完成及び四国横断自動車道の進展など本格的な高速輸送時代を迎え、大都市圏への生鮮農産物供給基地としての役割が増大しており、農道整備の重要性はますます高まっております。

また、均衡ある県土の発展を図るうえからも、農村地域における社会資本整備の要望は極めて強く、なかでも広域農道をはじめとする基幹農道等の整備が急務であります。

つきましては、この事業の予算措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

五、農業集落排水事業について

本県における農村地域は、生活様式の高制度化、混住化の進行に伴う生活排水の質的变化等により、ため池をはじめとする農業用排水の水質が悪化している状況にあります。

このため、農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図る農業集落排水事業を強力に推進しております。

つきましては、この事業の予算措置について、

格別の御配慮をお願いいたします。

六、松くい虫防除事業について

本県におきましては、平成九年度に、「松くい虫被害対策事業推進五年計画」を策定し、松くい虫防除に努めているところであります。

この事業の継続的な実施により防除効果が現れ、被害はピーク時の昭和五十四年に比べてかなり減少しておりますが、さらに守るべき松林の重点的な防除を進める必要があります。

つきましては、引き続き、薬剤防除及び被害木駆除の実施など効果的な松くい虫防除を推進するため、この事業の予算措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

七、水産業振興対策事業について

本県におきましては、沿岸漁業の安定的な発展と水産資源の供給増大を図るため、「第四次沿岸漁場整備開発計画」に基づき、魚礁の設置、増殖場の造成及び漁場環境の保全等を実施するとともに、沿岸漁業の振興と漁村社会の活性化を図るため、「沿岸漁業活性化構造改善事業」に基づき、増殖場、漁業近代化施設、漁村環境の整備等を実施いたしております。

また、二十一世紀に向けた安全で快適な漁港機能の確保と漁村の生活環境の向上を図るため、「第九次漁港整備長期計画」に基づき、漁港修築事業で伊吹漁港を、また、漁港改修事業により引田漁港外八漁港の整備を実施いたしております。

さらに、本県におけるさわらの漁獲量は大幅に減少し、漁業者の経営は極めて厳しい状況にあります。さわら資源の早期回復を図るためには、関係府県の漁業者の連携による円滑な資源管理の推進と積極的な資源増殖が必要であります。

つきましては、これらの事業が円滑に推進できるよう予算措置等について、格別の御配慮をお願いいたします。

八、林産物・水産物の貿易自由化問題について

昨年十一月、APEC閣僚会議・首脳会議において、林産物・水産物などが、早期かつ自主的に自由化を行うべき分野に決定されたところであり

ます。

このような状況のなかで、我が国の林業につきましては、既に輸入材が木材供給の八割を占めており、このことが森林所有者の経営意欲を減退させ、もって国土保全、水源涵養など森林の有する公益的機能にも悪影響を及ぼすことが危惧されております。

また、我が国の漁業は、漁獲量の減少、輸入水産物の増大等に起因する魚価低迷等により厳しい経営状況にあるとともに、水産資源保護のため、厳格かつきめ細かい漁業規制を行っており、資源管理にコストをかけている状況にあります。

つきましては、これらのさらなる貿易自由化は、本県の林業及び水産業はもとより、地域の社会経済に多大の影響を及ぼすことが懸念されますので、来月に予定されているAPEC閣僚会議、首脳会議に際しては、これまでどおりウルグアイ・ラウンド農業合意を超える関税の引き下げ、撤廃などは困難との基本姿勢に立って対処していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

第九部

農林水産委員会会議録第二号

平成十年十二月三日

【参議院】

平成十年十二月十一日印刷

平成十年十二月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K